

銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令案新旧対照表

目次

一	銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）	（第一条関係）	1
二	長期信用銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十三号）	（第二条関係）	6
三	信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）	（第三条関係）	10
四	金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十六号）	（第四条関係）	14
五	協同組合による金融事業に関する法律施行規則（平成五年大蔵省令第十号）	（第五条関係）	17
六	保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）	（第六条関係）	21
七	金融機関等の組織再編成の促進のための特別措置に関する内閣府令（平成十四年内閣府令第八十八号）	（第七条関係）	30
八	金融機能の強化のための特別措置に関する内閣府令（平成十六年内閣府令第六十七号）	（第七条関係）	31
九	公認会計士試験規則（平成十六年内閣府令第十八号）	（第八条関係）	32
十	信託業法施行規則（平成十六年内閣府令第一百七号）	（第九条関係）	34
十一	金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）	（第十条関係）	42

改 正 案

現 行

<p>（業務の代理又は媒介）</p> <p>第十三条 法第十条第二項第八号に規定する業務の代理又は媒介で内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 農業協同組合（農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百三十二号）第十条第一項第三号の事業を行うものに限る。第三十四条の四十三第二項を除き、以下同じ。）若しくは農業協同組合連合会（同法第十条第一項第三号の事業を行うものに限る。以下同じ。）が行う同法第十一条第二項に規定する信用事業（信託業務に係る事業を除く。）、漁業協同組合（水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一条第一項第四号の事業を行うものに限る。以下同じ。）若しくは漁業協同組合連合会（同法第八十七条第一項第四号の事業を行うものに限る。以下同じ。）若しくは水産加工業協同組合（同法第九十三条第一項第二号の事業を行うものに限る。以下同じ。）若しくは水産加工業協同組合連合会（同法第九十七条第一項第二号の事業を行うものに限る。以下同じ。）が行う同法第五十四条の二第二項に規定する信用事業（信託業務に係る事業を除く。）又は農林中央金庫の業務（信託業務に係る事業を除く。）の代理又は媒介</p>	<p>（業務の代理又は媒介）</p> <p>第十三条 法第十条第二項第八号に規定する業務の代理又は媒介で内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 農業協同組合（農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百三十二号）第十条第一項第三号の事業を行うものに限る。以下同じ。）若しくは農業協同組合連合会（同法第十条第一項第三号の事業を行うものに限る。以下同じ。）が行う同法第十一条第二項に規定する信用事業（信託業務に係る事業を除く。）、漁業協同組合（水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一条第一項第四号の事業を行うものに限る。以下同じ。）若しくは漁業協同組合連合会（同法第八十七条第一項第四号の事業を行うものに限る。以下同じ。）若しくは水産加工業協同組合（同法第九十三条第一項第二号の事業を行うものに限る。以下同じ。）若しくは水産加工業協同組合連合会（同法第九十七条第一項第二号の事業を行うものに限る。以下同じ。）が行う同法第五十四条の二第二項に規定する信用事業（信託業務に係る事業を除く。）又は農林中央金庫の業務（信託業務に係る事業を除く。）の代理又は媒介</p>
--	--

二の二〇七 (略)

(特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人)

第十四条の十一の十四 法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件の全てに該当することとする。

一 (略)

二 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産(次に掲げるものに限る。)の合計額が三億円以上になると見込まれること。

イ・ロ (略)

ハ 法第十三条の四に規定する特定預金等(ハ及び第三十四条の

二の十四第二号ハを除き、以下「特定預金等」という。)、農業協同組合法第十一条の五に規定する特定貯金等、水産業協同組合法第十一条の九に規定する特定貯金等、協同組合による金融事業に関する法律(昭和二十四年法律第八十三号)第六条の五の二に規定する特定預金等、信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)第八十九条の二に規定する特定預金等、長期信用銀行法第十七条の二に規定する特定預金等、労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七号)第九十四条の二に規定する特定預金等、農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)第五十九条の三に規定する特定預金等及び株式会社商工組合中央金庫法(平成十九年法律第七十四号)第二十九条に規定する

二の二〇七 (略)

(特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人)

第十四条の十一の十四 法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件の全てに該当することとする。

一 (略)

二 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産(次に掲げるものに限る。)の合計額が三億円以上になると見込まれること。

イ・ロ (略)

ハ 法第十三条の四に規定する特定預金等(ハ及び第三十四条の

二の十四第二号ハを除き、以下「特定預金等」という。)、農業協同組合法第十一条の二の四に規定する特定貯金等、水産業協同組合法第十一条の九に規定する特定貯金等、協同組合による金融事業に関する法律(昭和二十四年法律第八十三号)第六条の五の二に規定する特定預金等、信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)第八十九条の二に規定する特定預金等、長期信用銀行法第十七条の二に規定する特定預金等、労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七号)第九十四条の二に規定する特定預金等、農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)第五十九条の三に規定する特定預金等及び株式会社商工組合中央金庫法(平成十九年法律第七十四号)第二十九条に規定する

特定預金等

- 二 農業協同組合法第十一条の二十七に規定する特定共済契約、消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）第十二条の三第一項に規定する特定共済契約、水産業協同組合法第十五条の七に規定する特定共済契約、中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）第九条の七の五第二項に規定する特定共済契約及び保険業法第三百条の二に規定する特定保険契約に基づく保険金、共済金、返戻金その他の給付金に係る権利
- ホトト （略）
- 三 （略）

（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人）

第三十四条の二の十四 法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件の全てに該当することとする。

- 一 （略）
- 二 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産（次に掲げるものに限る。）の合計額が三億円以上になると見込まれること。

イ・ロ （略）

ハ 法第十三条の四に規定する特定預金等、農業協同組合法第十条の五に規定する特定貯金等、水産業協同組合法第十一条の九に規定する特定貯金等、協同組合による金融事業に関する法

する特定預金等

- 二 農業協同組合法第十一条の十の三に規定する特定共済契約、消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）第十二条の三第一項に規定する特定共済契約、水産業協同組合法第十五条の七に規定する特定共済契約、中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）第九条の七の五第二項に規定する特定共済契約及び保険業法第三百条の二に規定する特定保険契約に基づく保険金、共済金、返戻金その他の給付金に係る権利
- ホトト （略）
- 三 （略）

（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人）

第三十四条の二の十四 法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件の全てに該当することとする。

- 一 （略）
- 二 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産（次に掲げるものに限る。）の合計額が三億円以上になると見込まれること。

イ・ロ （略）

ハ 法第十三条の四に規定する特定預金等、農業協同組合法第十条の五に規定する特定貯金等、水産業協同組合法第十一条の九に規定する特定貯金等、協同組合による金融事業に関する法

律第六条の五の二に規定する特定預金等、信用金庫法第八十九条の二に規定する特定預金等、長期信用銀行法第十七条の二に規定する特定預金等、労働金庫法第九十四条の二に規定する特定預金等、農林中央金庫法第五十九条の三に規定する特定預金等及び株式会社商工組合中央金庫法第二十九条に規定する特定預金等

二 農業協同組合法第十一条の二十七に規定する特定共済契約、消費生活協同組合法第十二条の三第一項に規定する特定共済契約、水産業協同組合法第十五条の七に規定する特定共済契約、中小企業等協同組合法第九条の七の五第二項に規定する特定共済契約及び保険業法第三百条の二に規定する特定保険契約に基づく保険金、共済金、返戻金その他の給付金に係る権利

ホクト (略)

三 (略)

(明示事項)

第三十四条の四十三 (略)

2 前項各号(第一号を除く。)の所属銀行には、銀行代理業者が長期信用銀行法第十六条の五第三項に規定する長期信用銀行代理業者である場合にあつては同項に規定する所属長期信用銀行、信用金庫法第八十五条の二第三項に規定する信用金庫代理業者である場合にあつては同項に規定する所属信用金庫、労働金庫法第八十九条の三第三項に規定する労働金庫代理業者である場合にあつては同項に規

る法律第六条の五の二に規定する特定預金等、信用金庫法第八十九条の二に規定する特定預金等、長期信用銀行法第十七条の二に規定する特定預金等、労働金庫法第九十四条の二に規定する特定預金等、農林中央金庫法第五十九条の三に規定する特定預金等及び株式会社商工組合中央金庫法第二十九条に規定する特定預金等

二 農業協同組合法第十一条の十の三に規定する特定共済契約、消費生活協同組合法第十二条の三第一項に規定する特定共済契約、水産業協同組合法第十五条の七に規定する特定共済契約、中小企業等協同組合法第九条の七の五第二項に規定する特定共済契約及び保険業法第三百条の二に規定する特定保険契約に基づく保険金、共済金、返戻金その他の給付金に係る権利

ホクト (略)

三 (略)

(明示事項)

第三十四条の四十三 (略)

2 前項各号(第一号を除く。)の所属銀行には、銀行代理業者が長期信用銀行法第十六条の五第三項に規定する長期信用銀行代理業者である場合にあつては同項に規定する所属長期信用銀行、信用金庫法第八十五条の二第三項に規定する信用金庫代理業者である場合にあつては同項に規定する所属信用金庫、労働金庫法第八十九条の三第三項に規定する労働金庫代理業者である場合にあつては同項に規

定する所屬労働金庫、協同組合による金融事業に関する法律第六条の第三項に規定する信用協同組合代理業者である場合にあつては同項に規定する所屬信用協同組合、農業協同組合法第九十二条の二第三項に規定する特定信用事業代理業者である場合にあつては同項に規定する所屬組合、水産業協同組合法第二百二十一条の二第三項に規定する特定信用事業代理業者である場合にあつては同項に規定する所屬組合、農林中央金庫法第九十五条の二第三項に規定する農林中央金庫代理業者である場合にあつては農林中央金庫、農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）第四十二条第三項の認可に係る業務の代理を行う農業協同組合である場合にあつては同項の認可を受けた農林中央金庫又は同法第二条第一項第二号に規定する信用農業協同組合連合会を含むものとする。

定する所屬労働金庫、協同組合による金融事業に関する法律第六条の第三項に規定する信用協同組合代理業者である場合にあつては同項に規定する所屬信用協同組合、農業協同組合法第九十二条の二第三項に規定する特定信用事業代理業者である場合にあつては同項に規定する所屬組合、水産業協同組合法第二百二十一条の二第三項に規定する所屬組合又は農林中央金庫法第九十五条の二第三項に規定する農林中央金庫代理業者である場合にあつては農林中央金庫を含むものとする。

二 長期信用銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十三号）（第二条関係）

改正案	現行
<p>（業務の代理又は媒介）</p> <p>第四条 法第六条第三項第五号に規定する業務の代理又は媒介で内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>一の二 農業協同組合（農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百三十二号）第十条第一項第三号の事業を行うものに限る。第二十五条の二十二第二項を除き、以下同じ。）若しくは農業協同組合連合会（同法第十条第一項第三号の事業を行うものに限る。以下同じ。）が行う同法第十一条第二項に規定する信用事業（信託業務に係る事業を除く。）、漁業協同組合（水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一条第一項第四号の事業を行うものに限る。以下同じ。）若しくは漁業協同組合連合会（同法第八十七条第一項第四号の事業を行うものに限る。以下同じ。）若しくは水産加工業協同組合（同法第九十三条第一項第二号の事業を行うものに限る。以下同じ。）若しくは水産加工業協同組合連合会（同法第九十七条第一項第二号の事業を行うものに限る。以下同じ。）が行う同法第五十四条の二第二項に規定する信用事業（信託業務に係る事業を除く。）又は農林中央金庫の業務（信託業務に係る事業を除く。）の代理又は媒介</p>	<p>（業務の代理又は媒介）</p> <p>第四条 法第六条第三項第五号に規定する業務の代理又は媒介で内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>一の二 農業協同組合（農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百三十二号）第十条第一項第三号の事業を行うものに限る。以下同じ。）若しくは農業協同組合連合会（同法第十条第一項第三号の事業を行うものに限る。以下同じ。）が行う同法第十一条第二項に規定する信用事業（信託業務に係る事業を除く。）、漁業協同組合（水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一条第一項第四号の事業を行うものに限る。以下同じ。）若しくは漁業協同組合連合会（同法第八十七条第一項第四号の事業を行うものに限る。以下同じ。）若しくは水産加工業協同組合（同法第九十三条第一項第二号の事業を行うものに限る。以下同じ。）若しくは水産加工業協同組合連合会（同法第九十七条第一項第二号の事業を行うものに限る。以下同じ。）が行う同法第五十四条の二第二項に規定する信用事業（信託業務に係る事業を除く。）又は農林中央金庫の業務（信託業務に係る事業を除く。）の代理又は媒介</p>

一の三〇五 (略)

(明示事項)

第二十五条の二十二 (略)

2 前項各号(第一号を除く。)の所属長期信用銀行には、長期信用銀行代理業者が銀行法第二条第十五項に規定する銀行代理業者である場合にあつては同条第十六項に規定する所属銀行、信用金庫法第八十五条の二第三項に規定する信用金庫代理業者である場合にあつては同項に規定する所属信用金庫、労働金庫法第八十九条の三第三項に規定する労働金庫代理業者である場合にあつては同項に規定する所属労働金庫、協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第三項に規定する信用協同組合代理業者である場合にあつては同項に規定する所属信用協同組合、農業協同組合法第九十二条の二第三項に規定する特定信用事業代理業者である場合にあつては同項に規定する所属組合、水産業協同組合法第二百一条の二第三項に規定する特定信用事業代理業者である場合にあつては同項に規定する所属組合、農林中央金庫法第九十五条の二第三項に規定する農林中央金庫代理業者である場合にあつては農林中央金庫、農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律(平成八年法律第百十八号)第四十二条第三項の認可に係る業務の代理を行う農業協同組合である場合にあつては同項の認可を受けた農林中央金庫又は同法第二条第一項第二号に規定する信用農業協同組合連合会を含むものとする。

一の三〇五 (略)

(明示事項)

第二十五条の二十二 (略)

2 前項各号(第一号を除く。)の所属長期信用銀行には、長期信用銀行代理業者が銀行法第二条第十五項に規定する銀行代理業者である場合にあつては同条第十六項に規定する所属銀行、信用金庫法第八十五条の二第三項に規定する信用金庫代理業者である場合にあつては同項に規定する所属信用金庫、労働金庫法第八十九条の三第三項に規定する労働金庫代理業者である場合にあつては同項に規定する所属労働金庫、協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第三項に規定する信用協同組合代理業者である場合にあつては同項に規定する所属信用協同組合、農業協同組合法第九十二条の二第三項に規定する特定信用事業代理業者である場合にあつては同項に規定する所属組合、水産業協同組合法第二百一条の二第三項に規定する特定信用事業代理業者である場合にあつては同項に規定する所属組合又は農林中央金庫法第九十五条の二第三項に規定する農林中央金庫代理業者である場合にあつては農林中央金庫を含むものとする。

(特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人)

第二十六条の二の十二 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件の全てに該当することとする。

一 (略)

二 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産（次に掲げるものに限る。）の合計額が三億円以上になると見込まれること。

イ・ロ (略)

ハ 法第十七条の二に規定する特定預金等（ハを除き、以下「特定預金等」という。）、農業協同組合法第十一条の五に規定する特定貯金等、水産業協同組合法第十一条の九に規定する特定貯金等、協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の二に規定する特定預金等、信用金庫法第八十九条の二に規定する特定預金等、労働金庫法第九十四条の二に規定する特定預金等、銀行法第十三条の四に規定する特定預金等、農林中央金庫法第五十九条の三に規定する特定預金等及び株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第二十九条に規定する特定預金等

ニ 農業協同組合法第十一条の二十七に規定する特定共済契約、消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）第十二条の三第一項に規定する特定共済契約、水産業協同組合法第十五条

(特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人)

第二十六条の二の十二 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件の全てに該当することとする。

一 (略)

二 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産（次に掲げるものに限る。）の合計額が三億円以上になると見込まれること。

イ・ロ (略)

ハ 法第十七条の二に規定する特定預金等（ハを除き、以下「特定預金等」という。）、農業協同組合法第十二条の四に規定する特定貯金等、水産業協同組合法第十一条の九に規定する特定貯金等、協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の二に規定する特定預金等、信用金庫法第八十九条の二に規定する特定預金等、労働金庫法第九十四条の二に規定する特定預金等、銀行法第十三条の四に規定する特定預金等、農林中央金庫法第五十九条の三に規定する特定預金等及び株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第二十九条に規定する特定預金等

ニ 農業協同組合法第十一条の十の三に規定する特定共済契約、消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）第十二条の三第一項に規定する特定共済契約、水産業協同組合法第十五条

三 信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）（第三条関係）

改正案	現行
<p>（金庫の子会社の範囲等） 第六十四条（略）</p> <p>2 前項第二号に規定する「信用金庫等」、「信用金庫等集団」及び「銀行等持株会社集団」とは、それぞれ次に定めるところによる。</p> <p>一 信用金庫等 次に掲げる者</p> <p>イ〜ハ（略）</p> <p>ニ 農業協同組合（農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百三十二号）第十条第一項第三号の事業を行うものに限る。第四百九条第二項を除き、以下同じ。）、農業協同組合連合会（同法第十条第一項第三号の事業を行うものに限る。以下同じ。）、漁業協同組合（水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一条第一項第四号の事業を行うものに限る。以下同じ。）、漁業協同組合連合会（同法第八十七条第一項第四号の事業を行うものに限る。以下同じ。）、水産加工業協同組合（同法第九十三条第一項第二号の事業を行うものに限る。以下同じ。）又は水産加工業協同組合連合会（同法第九十七条第一項第二号の事業を行うものに限る。以下同じ。）（農業協同組合連合会、漁業協同組合連合会及び水産加工業協同組合連合会にあつては、当該農業協同組合連合会、</p>	<p>（金庫の子会社の範囲等） 第六十四条（略）</p> <p>2 前項第二号に規定する「信用金庫等」、「信用金庫等集団」及び「銀行等持株会社集団」とは、それぞれ次に定めるところによる。</p> <p>一 信用金庫等 次に掲げる者</p> <p>イ〜ハ（略）</p> <p>ニ 農業協同組合（農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百三十二号）第十条第一項第三号の事業を行うものに限る。以下同じ。）、農業協同組合連合会（同法第十条第一項第三号の事業を行うものに限る。以下同じ。）、漁業協同組合（水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一条第一項第四号の事業を行うものに限る。以下同じ。）、漁業協同組合連合会（同法第八十七条第一項第四号の事業を行うものに限る。以下同じ。）、水産加工業協同組合（同法第九十三条第一項第二号の事業を行うものに限る。以下同じ。）又は水産加工業協同組合連合会（同法第九十七条第一項第二号の事業を行うものに限る。以下同じ。）（農業協同組合連合会、漁業協同組合連合会及び水産加工業協同組合連合会にあつては、当該農業協同組合連合会又は当該水産加工業協同組</p>

会又は当該水産加工業協同組合連合会の子会社（銀行に限る。）を含む。）

ホ・ヘ（略）

二・三（略）

3～13（略）

（明示事項）

第四百四十九条（略）

2 前項各号（第一号を除く。）の所属信用金庫には、信用金庫代理業者が銀行法第二条第十五項に規定する銀行代理業者である場合にあつては銀行法第二条第十六項に規定する所属銀行、長期信用銀行法第十六条の五第三項に規定する長期信用銀行代理業者である場合にあつては同項に規定する所属長期信用銀行、労働金庫法第八十九条の三第三項に規定する労働金庫代理業者である場合にあつては同項に規定する所属労働金庫、協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第三項に規定する信用協同組合代理業者である場合にあつては同項に規定する所属信用協同組合、農業協同組合法第九十二条の二第三項に規定する特定信用事業代理業者である場合にあつては同項に規定する所属組合、水産業協同組合法第二百一十一条の二第三項に規定する特定信用事業代理業者である場合にあつては同項に規定する所属組合、農林中央金庫法第九十五条の二第三項に規定する農林中央金庫代理業者である場合にあつては農林中央金庫、農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強

合連合会の子会社（銀行に限る。）を含む。）

ホ・ヘ（略）

二・三（略）

3～13（略）

（明示事項）

第四百四十九条（略）

2 前項各号（第一号を除く。）の所属信用金庫には、信用金庫代理業者が銀行法第二条第十五項に規定する銀行代理業者である場合にあつては銀行法第二条第十六項に規定する所属銀行、長期信用銀行法第十六条の五第三項に規定する長期信用銀行代理業者である場合にあつては同項に規定する所属長期信用銀行、労働金庫法第八十九条の三第三項に規定する労働金庫代理業者である場合にあつては同項に規定する所属労働金庫、協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第三項に規定する信用協同組合代理業者である場合にあつては同項に規定する所属信用協同組合、農業協同組合法第九十二条の二第三項に規定する特定信用事業代理業者である場合にあつては同項に規定する所属組合、水産業協同組合法第二百一十一条の二第三項に規定する特定信用事業代理業者である場合にあつては同項に規定する所属組合又は農林中央金庫法第九十五条の二第三項に規定する農林中央金庫代理業者である場合にあつては農林中央金庫を含むものとする。

化に関する法律（平成八年法律第百十八号）第四十二条第三項の認可に係る業務の代理を行う農業協同組合である場合にあつては同項の認可を受けた農林中央金庫又は同法第二条第一項第二号に規定する信用農業協同組合連合会を含むものとする。

（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人）

第七十条の十二 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件の全てに該当することとする。

一 （略）

二 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産（次に掲げるものに限る。）の合計額が三億円以上になると見込まれること。

イ・ロ （略）

ハ 法第八十九条の二に規定する特定預金等（ハを除き、以下「特定預金等」という。）、農業協同組合法第十一条の五に規定する特定貯金等、水産業協同組合法第十一条の九に規定する特定貯金等、協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の二に規定する特定預金等、長期信用銀行法第十七条の二に規定する特定預金等、労働金庫法第九十四条の二に規定する特定預金等、銀行法第十三条の四に規定する特定預金等、農林中央金庫法第五十九条の三に規定する特定預金等及び株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第二十九条に規定

（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人）

第七十条の十二 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件の全てに該当することとする。

一 （略）

二 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産（次に掲げるものに限る。）の合計額が三億円以上になると見込まれること。

イ・ロ （略）

ハ 法第八十九条の二に規定する特定預金等（ハを除き、以下「特定預金等」という。）、農業協同組合法第十一条の二の四に規定する特定貯金等、水産業協同組合法第十一条の九に規定する特定貯金等、協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の二に規定する特定預金等、長期信用銀行法第十七条の二に規定する特定預金等、労働金庫法第九十四条の二に規定する特定預金等、銀行法第十三条の四に規定する特定預金等、農林中央金庫法第五十九条の三に規定する特定預金等及び株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第二十九条に規定

する特定預金等

二 農業協同組合法第十一条の二十七に規定する特定共済契約、消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）第十二条の三第一項に規定する特定共済契約、水産業協同組合法第十五条の七に規定する特定共済契約、中小企業等協同組合法第九条の七の五第二項に規定する特定共済契約及び保険業法第三百条の二に規定する特定保険契約に基づく保険金、共済金、返戻金その他の給付金に係る権利

ホト (略)

三 (略)

規定する特定預金等

二 農業協同組合法第十一条の十の三に規定する特定共済契約、消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）第十二条の三第一項に規定する特定共済契約、水産業協同組合法第十五条の七に規定する特定共済契約、中小企業等協同組合法第九条の七の五第二項に規定する特定共済契約及び保険業法第三百条の二に規定する特定保険契約に基づく保険金、共済金、返戻金その他の給付金に係る権利

ホト (略)

三 (略)

四 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十六号）（第四条関係）

改正案	現行
<p>（信託財産に損害を生じさせ、又は信託業の信用を失墜させることのない体制の整備に関する事項）</p> <p>第二十二条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 信託業務を営む金融機関は、本店その他の営業所又は事務所を他の信託会社、外国信託会社又は金融機関の本店その他の営業所、事務所若しくは代理店（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第十五項に規定する銀行代理業者、長期信用銀行法第十六条の五第三項に規定する長期信用銀行代理業者、信用金庫法第八十五条の二第三項に規定する信用金庫代理業者、協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第八十三号）第六条の三第三項に規定する信用協同組合代理業者、労働金庫法第八十九条の三第三項に規定する労働金庫代理業者、農業協同組合法（昭和二十二年法律第三十二号）第九十二条の二第三項に規定する特定信用事業代理業者、水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第二十一条の二第三項に規定する特定信用事業代理業者及び農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第九十五条の二第三項に規定する農林中央金庫代理業者並びに農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法</p>	<p>（信託財産に損害を生じさせ、又は信託業の信用を失墜させることのない体制の整備に関する事項）</p> <p>第二十二条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 信託業務を営む金融機関は、本店その他の営業所又は事務所を他の信託会社、外国信託会社又は金融機関の本店その他の営業所、事務所若しくは代理店（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第十五項に規定する銀行代理業者、長期信用銀行法第十六条の五第三項に規定する長期信用銀行代理業者、信用金庫法第八十五条の二第三項に規定する信用金庫代理業者、協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第八十三号）第六条の三第三項に規定する信用協同組合代理業者、労働金庫法第八十九条の三第三項に規定する労働金庫代理業者、農業協同組合法（昭和二十二年法律第三十二号）第九十二条の二第三項に規定する特定信用事業代理業者、水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第二十一条の二第三項に規定する特定信用事業代理業者及び農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第九十五条の二第三項に規定する農林中央金庫代理業者の営業所又は事務所を含む。）と同一の建物に設置してその業務を営む場合には、顧客が当該信託業務を営</p>

律第一百八号) 第四十二條第三項の認可に係る業務の代理を行う農業協同組合、漁業協同組合及び水産加工業協同組合の営業所又は事務所を含む。) と同一の建物に設置してその業務を営む場合には、顧客が当該信託業務を営む金融機関を当該他の信託会社、外国信託会社又は金融機関であると誤認することを防止するための適切な措置を講じなければならない。

5
5
10 (略)

(特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人)

第三十一条の十一 法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件の全てに該当することとする。

一 (略)

二 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産(次に掲げるものに限る。)の合計額が三億円以上になると見込まれること。

イ・ロ (略)

ハ 農業協同組合法第十一条の五に規定する特定貯金等、水産業協同組合法第十一条の九に規定する特定貯金等、協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の二に規定する特定預金等、信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)第八十九条の二に規定する特定預金等、長期信用銀行法第十七条の二に規定する特定預金等、労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十

む金融機関を当該他の信託会社、外国信託会社又は金融機関であると誤認することを防止するための適切な措置を講じなければならない。

5
5
10 (略)

(特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人)

第三十一条の十一 法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件の全てに該当することとする。

一 (略)

二 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産(次に掲げるものに限る。)の合計額が三億円以上になると見込まれること。

イ・ロ (略)

ハ 農業協同組合法第十一条の二の四に規定する特定貯金等、水産業協同組合法第十一条の九に規定する特定貯金等、協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の二に規定する特定預金等、信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)第八十九条の二に規定する特定預金等、長期信用銀行法第十七条の二に規定する特定預金等、労働金庫法(昭和二十八年法律第二百

七号)第九十四条の二に規定する特定預金等、銀行法第十三条の四に規定する特定預金等、農林中央金庫法第五十九条の三に規定する特定預金等及び株式会社商工組合中央金庫法(平成十九年法律第七十四号)第二十九条に規定する特定預金等

二 農業協同組合法第十一条の二十七に規定する特定共済契約、消費生活協同組合法(昭和二十三年法律第二百号)第十二条の三第一項に規定する特定共済契約、水産業協同組合法第十五条の七に規定する特定共済契約、中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第八十一号)第九条の七の五第二項に規定する特定共済契約及び保険業法(平成七年法律第五号)第三百条の二に規定する特定保険契約に基づく保険金、共済金、返戻金その他の給付金に係る権利

ホクト (略)

三 (略)

二十七号)第九十四条の二に規定する特定預金等、銀行法第十三条の四に規定する特定預金等、農林中央金庫法第五十九条の三に規定する特定預金等及び株式会社商工組合中央金庫法(平成十九年法律第七十四号)第二十九条に規定する特定預金等

二 農業協同組合法第十一条の十の三に規定する特定共済契約、消費生活協同組合法(昭和二十三年法律第二百号)第十二条の三第一項に規定する特定共済契約、水産業協同組合法第十五条の七に規定する特定共済契約、中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第八十一号)第九条の七の五第二項に規定する特定共済契約及び保険業法(平成七年法律第五号)第三百条の二に規定する特定保険契約に基づく保険金、共済金、返戻金その他の給付金に係る権利

ホクト (略)

三 (略)

五 協同組合による金融事業に関する法律施行規則（平成五年大蔵省令第十号）（第五条関係）

改正案	現行
<p>（信用協同組合等の子会社の範囲等） 第四条（略）</p> <p>2 前項第二号に規定する「信組等」、「信組等集団」及び「銀行等持株会社集団」とは、それぞれ次に定めるところによる。</p> <p>一 信組等 次に掲げる者</p> <p>イ〜ハ（略）</p> <p>ニ 農業協同組合（農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百三十二号）第十条第一項第三号の事業を行うものに限る。第八十九条第二項を除き、以下同じ。）、農業協同組合連合会（同法第十条第一項第三号の事業を行うものに限る。以下同じ。）、漁業協同組合（水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一条第一項第四号の事業を行うものに限る。以下同じ。）、漁業協同組合連合会（同法第八十七条第一項第四号の事業を行うものに限る。以下同じ。）、水産加工業協同組合（同法第九十三条第一項第二号の事業を行うものに限る。以下同じ。）又は水産加工業協同組合連合会（同法第九十七条第一項第二号の事業を行うものに限る。以下同じ。）（農業協同組合連合会、漁業協同組合連合会及び水産加工業協同組合連合会にあつては、当該農業協同組合連合会、当該漁業協同組合連合会</p>	<p>（信用協同組合等の子会社の範囲等） 第四条（略）</p> <p>2 前項第二号に規定する「信組等」、「信組等集団」及び「銀行等持株会社集団」とは、それぞれ次に定めるところによる。</p> <p>一 信組等 次に掲げる者</p> <p>イ〜ハ（略）</p> <p>ニ 農業協同組合（農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百三十二号）第十条第一項第三号の事業を行うものに限る。以下同じ。）、農業協同組合連合会（同法第十条第一項第三号の事業を行うものに限る。以下同じ。）、漁業協同組合（水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一条第一項第四号の事業を行うものに限る。以下同じ。）、漁業協同組合連合会（同法第八十七条第一項第四号の事業を行うものに限る。以下同じ。）、水産加工業協同組合（同法第九十三条第一項第二号の事業を行うものに限る。以下同じ。）又は水産加工業協同組合連合会（同法第九十七条第一項第二号の事業を行うものに限る。以下同じ。）（農業協同組合連合会、漁業協同組合連合会及び水産加工業協同組合連合会にあつては、当該農業協同組合連合会、当該漁業協同組合連合会又は当該水産加工業協同組</p>

又は当該水産加工業協同組合連合会の子会社（銀行に限る。）を含む。）

ホ・ヘ（略）

二・三（略）

3～13（略）

（明示事項）

第八十九条（略）

2 前項各号（第一号を除く。）の所属信用協同組合には、信用協同組合代理業者が銀行法第二条第十五項に規定する銀行代理業者である場合にあつては同法第二条第十六項に規定する所属銀行、長期信用銀行法第十六条の五第三項に規定する長期信用銀行代理業者である場合にあつては同項に規定する所属長期信用銀行、信用金庫法第八十五条の二第三項に規定する信用金庫代理業者である場合にあつては同項に規定する所属信用金庫、労働金庫法第八十九条の三第三項に規定する労働金庫代理業者である場合にあつては同項に規定する所属労働金庫、農業協同組合法第九十二条の二第三項に規定する特定信用事業代理業者である場合にあつては同項に規定する所属組合、水産業協同組合法第二百一十一条の二第三項に規定する特定信用事業代理業者である場合にあつては同項に規定する所属組合、農林中央金庫法第九十五条の二第三項に規定する農林中央金庫代理業者である場合にあつては農林中央金庫、農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八

合連合会の子会社（銀行に限る。）を含む。）

ホ・ヘ（略）

二・三（略）

3～13（略）

（明示事項）

第八十九条（略）

2 前項各号（第一号を除く。）の所属信用協同組合には、信用協同組合代理業者が銀行法第二条第十五項に規定する銀行代理業者である場合にあつては同法第二条第十六項に規定する所属銀行、長期信用銀行法第十六条の五第三項に規定する長期信用銀行代理業者である場合にあつては同項に規定する所属長期信用銀行、信用金庫法第八十五条の二第三項に規定する信用金庫代理業者である場合にあつては同項に規定する所属信用金庫、労働金庫法第八十九条の三第三項に規定する労働金庫代理業者である場合にあつては同項に規定する所属労働金庫、農業協同組合法第九十二条の二第三項に規定する特定信用事業代理業者である場合にあつては同項に規定する所属組合、水産業協同組合法第二百一十一条の二第三項に規定する特定信用事業代理業者である場合にあつては同項に規定する所属組合又は農林中央金庫法第九十五条の二第三項に規定する農林中央金庫代理業者である場合にあつては農林中央金庫を含むものとする。

年法律第百十八号)第四十二条第三項の認可に係る業務の代理を行
う農業協同組合である場合にあつては同項の認可を受けた農林中央
金庫又は同法第二条第一項第二号に規定する信用農業協同組合連合
会を含むものとする。

(特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人)

第百十条の十二 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号に
規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件の全てに該当す
ることとする。

一 (略)

二 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日におけ
る申出者の資産(次に掲げるものに限る。)の合計額が三億円以
上になると見込まれること。

イ・ロ (略)

ハ 法第六条の五の二に規定する特定預金等(ハを除き、以下「
特定預金等」という。)、農業協同組合法第十一条の五に規定
する特定貯金等、水産業協同組合法第十一条の九に規定する特
定貯金等、信用金庫法第八十九条の二に規定する特定預金等、
長期信用銀行法第十七条の二に規定する特定預金等、労働金庫
法第九十四条の二に規定する特定預金等、銀行法第十三条の四
に規定する特定預金等、農林中央金庫法第五十九条の三に規定
する特定預金等及び株式会社商工組合中央金庫法(平成十九年
法律第七十四号)第二十九条に規定する特定預金等

(特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人)

第百十条の十二 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号に
規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件の全てに該当す
ることとする。

一 (略)

二 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日におけ
る申出者の資産(次に掲げるものに限る。)の合計額が三億円以
上になると見込まれること。

イ・ロ (略)

ハ 法第六条の五の二に規定する特定預金等(ハを除き、以下「
特定預金等」という。)、農業協同組合法第十一条の二の四に
規定する特定貯金等、水産業協同組合法第十一条の九に規定す
る特定貯金等、信用金庫法第八十九条の二に規定する特定預金
等、長期信用銀行法第十七条の二に規定する特定預金等、労働
金庫法第九十四条の二に規定する特定預金等、銀行法第十三条
の四に規定する特定預金等、農林中央金庫法第五十九条の三に
規定する特定預金等及び株式会社商工組合中央金庫法(平成十
九年法律第七十四号)第二十九条に規定する特定預金等

二 農業協同組合法第十一条の二十七に規定する特定共済契約、消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）第十二条の三第一項に規定する特定共済契約、水産業協同組合法第十五条の七に規定する特定共済契約、中小企業等協同組合法第九条の七の五第二項に規定する特定共済契約及び保険業法第三百条の二に規定する特定保険契約に基づく保険金、共済金、返戻金その他の給付金に係る権利

ホト (略)

三 (略)

二 農業協同組合法第十一条の十の三に規定する特定共済契約、消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）第十二条の三第一項に規定する特定共済契約、水産業協同組合法第十五条の七に規定する特定共済契約、中小企業等協同組合法第九条の七の五第二項に規定する特定共済契約及び保険業法第三百条の二に規定する特定保険契約に基づく保険金、共済金、返戻金その他の給付金に係る権利

ホト (略)

三 (略)

改正案	現行
<p>（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人）</p> <p>第五十二条の十三の十二 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件の全てに該当することとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産（次に掲げるものに限る。）の合計額が三億円以上になると見込まれること。</p> <p>イ・ロ （略）</p> <p>ハ 農業協同組合法第十一条の五（事業）に規定する特定貯金等、水産業協同組合法第十一条の九（特定貯金等契約の締結に関する金融商品取引法の準用）に規定する特定貯金等、協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の二（金融商品取引法の準用）に規定する特定預金等、信用金庫法第八十九条の二（金融商品取引法の準用）に規定する特定預金等、長期信用銀行法第十七条の二（金融商品取引法の準用）に規定する特定預金等、労働金庫法第九十四条の二（金融商品取引法の準用）に規定する特定預金等、銀行法第十三条の四（金融商品取引法の準用）に規定する特定預金等、農林中央金庫法第五十九条の三（</p>	<p>（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人）</p> <p>第五十二条の十三の十二 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件の全てに該当することとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産（次に掲げるものに限る。）の合計額が三億円以上になると見込まれること。</p> <p>イ・ロ （略）</p> <p>ハ 農業協同組合法第十一条の二の四（事業）に規定する特定貯金等、水産業協同組合法第十一条の九（特定貯金等契約の締結に関する金融商品取引法の準用）に規定する特定貯金等、協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の二（金融商品取引法の準用）に規定する特定預金等、信用金庫法第八十九条の二（金融商品取引法の準用）に規定する特定預金等、長期信用銀行法第十七条の二（金融商品取引法の準用）に規定する特定預金等、労働金庫法第九十四条の二（金融商品取引法の準用）に規定する特定預金等、銀行法第十三条の四（金融商品取引法の準用）に規定する特定預金等、農林中央金庫法第五十九条の</p>

金融商品取引法の準用)に規定する特定預金等及び株式会社商工組合中央金庫法(平成十九年法律第七十四号)第二十九条(金融商品取引法の準用)に規定する特定預金等

二 特定保険契約(法第三百条の二に規定する特定保険契約をいう。以下同じ。)、農業協同組合法第十一条の二十七(事業)に規定する特定共済契約、消費生活協同組合法(昭和二十三年法律第二百号)第十二条の三第一項(特定共済契約)に規定する特定共済契約、水産業協同組合法第十五条の七(特定共済契約)の締結に関する金融商品取引法の準用)に規定する特定共済契約及び中小企業等協同組合法第九条の七の五第二項(保険業法等の準用)に規定する特定共済契約に基づく保険金、共済金、返戻金その他の給付金に係る権利

ホトト (略)
三 (略)

(信託財産に損害を生じさせ、又は信託業の信用を失墜させることのない体制の整備に関する事項)

第五十二条の二十三 (略)

2・3 (略)

4 保険金信託業務を行う生命保険会社等は、本店等(令第十三条の五第一項第一号に定める本店等をいう。)その他の営業所又は事務所を他の保険金信託業務を行う生命保険会社等、信託会社、外国信託会社又は金融機関(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施

三(金融商品取引法の準用)に規定する特定預金等及び株式会社商工組合中央金庫法(平成十九年法律第七十四号)第二十九条(金融商品取引法の準用)に規定する特定預金等

二 特定保険契約(法第三百条の二に規定する特定保険契約をいう。以下同じ。)、農業協同組合法第十一条の十の三(事業)に規定する特定共済契約、消費生活協同組合法(昭和二十三年法律第二百号)第十二条の三第一項(特定共済契約)に規定する特定共済契約、水産業協同組合法第十五条の七(特定共済契約)の締結に関する金融商品取引法の準用)に規定する特定共済契約及び中小企業等協同組合法第九条の七の五第二項(保険業法等の準用)に規定する特定共済契約に基づく保険金、共済金、返戻金その他の給付金に係る権利

ホトト (略)
三 (略)

(信託財産に損害を生じさせ、又は信託業の信用を失墜させることのない体制の整備に関する事項)

第五十二条の二十三 (略)

2・3 (略)

4 保険金信託業務を行う生命保険会社等は、本店等(令第十三条の五第一項第一号に定める本店等をいう。)その他の営業所又は事務所を他の保険金信託業務を行う生命保険会社等、信託会社、外国信託会社又は金融機関(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施

行令第二条各号に掲げる金融機関をいう。以下この項及び次条第五項第七号において同じ。)の本店その他の営業所、事務所若しくは代理店(銀行代理業者等(銀行法第二条第十五項に規定する銀行代理業者、長期信用銀行法第十六条の五第三項に規定する長期信用銀行代理業者、信用金庫法第八十五条の二第三項に規定する信用金庫代理業者、労働金庫法第八十九条の三第三項に規定する労働金庫代理業者、協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第三項に規定する信用協同組合代理業者、農業協同組合法第九十二条の二第三項に規定する特定信用事業代理業者、水産業協同組合法第二百二十一条の二第三項に規定する特定信用事業代理業者及び農林中央金庫法第九十五条の二第三項に規定する農林中央金庫代理業者並びに農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律(平成八年法律第百十八号)第四十二条第三項の認可に係る業務の代理(第二百三十四条第一項第十八号イにおいて「再編強化法代理業務」という。)を行う農業協同組合、漁業協同組合及び水産加工業協同組合をいう。第二百三十四条及び第二百三十四条の二十七において同じ。)の営業所又は事務所を含む。)と同一の建物に設置してその業務を営む場合には、顧客が当該保険金信託業務を行う生命保険会社等を当該他の保険金信託業務を行う生命保険会社等、信託会社、外国信託会社又は金融機関であると誤認することを防止するための適切な措置を講じなければならない。

5
(略)

行令第二条各号に掲げる金融機関をいう。以下この項及び次条第五項第七号において同じ。)の本店その他の営業所、事務所若しくは代理店(銀行代理業者等(銀行法第二条第十五項に規定する銀行代理業者、長期信用銀行法第十六条の五第三項に規定する長期信用銀行代理業者、信用金庫法第八十五条の二第三項に規定する信用金庫代理業者、労働金庫法第八十九条の三第三項に規定する労働金庫代理業者、協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第三項に規定する信用協同組合代理業者、農業協同組合法第九十二条の二第三項に規定する特定信用事業代理業者、水産業協同組合法第二百二十一条の二第三項に規定する特定信用事業代理業者及び農林中央金庫法第九十五条の二第三項に規定する農林中央金庫代理業者をいう。第二百三十四条及び第二百三十四条の二十七において同じ。)の営業所又は事務所を含む。)と同一の建物に設置してその業務を営む場合には、顧客が当該保険金信託業務を行う生命保険会社等を当該他の保険金信託業務を行う生命保険会社等、信託会社、外国信託会社又は金融機関であると誤認することを防止するための適切な措置を講じなければならない。

5
(略)

（銀行等が損害保険代理店として保険募集を行うことのできる場合）

第二百二十二条の二（略）

256（略）

7 第一項第五号の四に規定する「特定関係者」とは、銀行法施行令第四条の二第一項第一号から第十号まで（長期信用銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十二号）第六条第一項（銀行法施行令の準用）において準用する場合を含む。）、株式会社商工組合中央金庫法施行令（平成十九年政令第三百六十七号）第七条第一項第一号及び第二号（商工組合中央金庫の特定関係者）、信用金庫法施行令（昭和四十三年政令第四百二十二号）第十一条の二第一項第一号（金庫の特定関係者）、労働金庫法施行令（昭和五十七年政令第四十六号）第五条の二第一項第一号（金庫の特定関係者）、協同組合による金融事業に関する法律施行令（昭和五十七年政令第四十四号）第三条の二第一項第一号（信用協同組合等の特定関係者）、農業協同組合と特殊の関係のある者）（第三号にあつては、農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（平成五年^{大蔵省}農林水産省令第一号）第十条第一項第一号（法第十一条の二の三第三号の主務省令で定める特殊の関係のある者）に掲げる者に限る。）、水産業協同組合法施行令（平成五年政令第三百二十八号）第九条第一項第一号（組合等の特定関係者）並びに農林中央金庫法施行令（平成十

（銀行等が損害保険代理店として保険募集を行うことのできる場合）

第二百二十二条の二（略）

256（略）

7 第一項第五号の四に規定する「特定関係者」とは、銀行法施行令第四条の二第一項第一号から第十号まで（長期信用銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十二号）第六条第一項（銀行法施行令の準用）において準用する場合を含む。）、株式会社商工組合中央金庫法施行令（平成十九年政令第三百六十七号）第七条第一項第一号及び第二号（商工組合中央金庫の特定関係者）、信用金庫法施行令（昭和四十三年政令第四百二十二号）第十一条の二第一項第一号（金庫の特定関係者）、労働金庫法施行令（昭和五十七年政令第四十六号）第五条の二第一項第一号（金庫の特定関係者）、協同組合による金融事業に関する法律施行令（昭和五十七年政令第四十四号）第三条の二第一項第一号（信用協同組合等の特定関係者）、農業協同組合と特殊の関係のある者）（第三号にあつては、農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（平成五年^{大蔵省}農林水産省令第一号）第十条第一項第一号（法第十一条の二の三第三号の主務省令で定める特殊の関係のある者）に掲げる者に限る。）、水産業協同組合法施行令（平成五年政令第三百二十八号）第九条第一項第一号（組合等の特定関係者）並びに農林中央金庫法施行令（平成

三年政令第二百八十五号) 第八条第一項第一号(農林中央金庫の特定関係者)に規定する者をいう。

(保険契約の締結又は保険募集に関する禁止行為)

第二百三十四条 法第三百条第一項第九号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 一七 (略)

十八 保険会社(外国保険会社等を含み、特定保険募集人である保険会社を除く。以下この条において同じ。)、特定保険募集人又は保険仲立人である銀行代理業者等が、次に掲げる措置を怠ること。

イ その銀行代理業等(再編強化法代理業務(預金、貯金若しくは定期積金の受入れ、資金の貸付け若しくは手形の割引又は為替取引を内容とする契約の締結の代理に限る。))に係る事業を含む。ロにおいて同じ。)において取り扱う顧客に関する非公開金融情報を、事前に書面その他の適切な方法により当該顧客の同意を得ることなく保険募集に係る業務に利用しないことを確保するための措置

ロ (略)

十九 (略)

2 前項第七号に規定する行為は、保険会社である銀行代理業者等の役員(代表権を有する役員及び監査役を除く。以下この項において同じ。)若しくは使用者若しくはこれらの使用者又は特定保険募集

十三年政令第二百八十五号) 第八条第一項第一号(農林中央金庫の特定関係者)に規定する者をいう。

(保険契約の締結又は保険募集に関する禁止行為)

第二百三十四条 法第三百条第一項第九号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 一七 (略)

十八 保険会社(外国保険会社等を含み、特定保険募集人である保険会社を除く。以下この条において同じ。)、特定保険募集人又は保険仲立人である銀行代理業者等が、次に掲げる措置を怠ること。

イ その銀行代理業等において取り扱う顧客に関する非公開金融情報を、事前に書面その他の適切な方法により当該顧客の同意を得ることなく保険募集に係る業務に利用しないことを確保するための措置

ロ (略)

十九 (略)

2 前項第七号に規定する行為は、保険会社である銀行代理業者等の役員(代表権を有する役員及び監査役を除く。以下この項において同じ。)若しくは使用者若しくはこれらの使用者又は特定保険募集

人若しくは保険仲立人である銀行代理業者等若しくはその役員若しくは使用人について、同項第十一号に規定する行為は、生命保険会社（外国生命保険会社等を含み、生命保険募集人又は少額短期保険募集人である生命保険会社を除く。）である銀行代理業者等の役員若しくは使用人若しくはこれらの使用人又は生命保険募集人、少額短期保険募集人若しくは保険仲立人である銀行代理業者等若しくはその役員若しくは使用人について、それぞれ準用する。この場合において、同項第七号中「当該銀行等」とあるのは「当該銀行代理業者等」と、「信用供与」とあるのは「資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介」と、同項第十一号中「当該銀行等」とあるのは「当該銀行代理業者等及びその所属銀行等（銀行法第二条第十六項に規定する所属銀行、長期信用銀行法第十五条の五第三項に規定する所属長期信用銀行、信用金庫法第八十五条の二第三項に規定する所属信用金庫、労働金庫法第八十九条の三第三項に規定する所属労働金庫、協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第三項に規定する所属信用協同組合、農業協同組合法第九十二条の二第三項に規定する所属組合、水産業協同組合法第二百一条の二第三項に規定する所属組合、農林中央金庫法第九十五条の二第三項に規定する農林中央金庫（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（以下この項において「再編強化法」という。）第四十二條第三項の認可を受けたものを除く。）及び同項の認可を受けた農林中央金庫又は再編強化法第二条第二項に規定する信用農水産業協同組合連合会を

人若しくは保険仲立人である銀行代理業者等若しくはその役員若しくは使用人について、同項第十一号に規定する行為は、生命保険会社（外国生命保険会社等を含み、生命保険募集人又は少額短期保険募集人である生命保険会社を除く。）である銀行代理業者等の役員若しくは使用人若しくはこれらの使用人又は生命保険募集人、少額短期保険募集人若しくは保険仲立人である銀行代理業者等若しくはその役員若しくは使用人について、それぞれ準用する。この場合において、同項第七号中「当該銀行等」とあるのは「当該銀行代理業者等」と、「信用供与」とあるのは「資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介」と、同項第十一号中「当該銀行等」とあるのは「当該銀行代理業者等及びその所属銀行等（銀行法第二条第十六項に規定する所属銀行、長期信用銀行法第十五条の五第三項に規定する所属長期信用銀行、信用金庫法第八十五条の二第三項に規定する所属信用金庫、労働金庫法第八十九条の三第三項に規定する所属労働金庫、協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第三項に規定する所属信用協同組合、農業協同組合法第九十二条の二第三項に規定する所属組合、水産業協同組合法第二百一条の二第三項に規定する所属組合及び農林中央金庫法第九十五条の二第三項に規定する農林中央金庫をいう。以下この条において同じ。）」と読み替えるものとする。

3 以下この条において同じ。」と読み替えるものとする。

3 第一項第十三号に規定する行為は、保険会社、特定保険募集人若しくは保険仲立人である銀行代理業者等の特定関係者（銀行法施行令第四条の二第一項第十一号から第十三号まで（第十一号にあっては、同号に規定する銀行代理業者を除き、これらの規定を長期信用銀行法施行令第六条第一項において準用する場合を含む。）、株式会社商工組合中央金庫法施行令第七条第一項第三号（同号に規定する代理組合等を除く。）及び第四号、信用金庫法施行令第十一条の二第一項第二号から第四号まで（第二号にあっては、同号に規定する信用金庫代理業者を除く。）、労働金庫法施行令第五条の二第一項第二号から第四号まで（第二号にあっては、同号に規定する労働金庫代理業者を除く。）、協同組合による金融事業に関する法律施行令第三条の二第一項第二号から第四号まで（第二号にあっては、同号に規定する信用協同組合代理業者を除く。）、水産業協同組合法施行令第九条第一項第二号から第五号まで（第二号にあっては同号に規定する特定信用事業代理業者を、第五号にあっては同号に規定する漁業協同組合及び水産加工業協同組合を除く。）、農林中央金庫法施行令第八条第一項第二号から第五号まで（第二号にあっては同号に規定する農林中央金庫代理業者を、第五号にあっては同号に規定する農業協同組合、漁業協同組合及び水産加工業協同組合を除く。）並びに農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第十条第一項第二号から第五号まで（第二号にあっては同号に規定する特定信用事業代理業者を、第五号にあっては同号に

3 第一項第十三号に規定する行為は、保険会社、特定保険募集人若しくは保険仲立人である銀行代理業者等の特定関係者（銀行法施行令第四条の二第一項第十一号から第十三号まで（第十一号にあっては、同号に規定する銀行代理業者を除き、これらの規定を長期信用銀行法施行令第六条第一項において準用する場合を含む。）、株式会社商工組合中央金庫法施行令第七条第一項第三号（同号に規定する代理組合等を除く。）及び第四号、信用金庫法施行令第十一条の二第一項第二号から第四号まで（第二号にあっては、同号に規定する信用金庫代理業者を除く。）、労働金庫法施行令第五条の二第一項第二号から第四号まで（第二号にあっては、同号に規定する労働金庫代理業者を除く。）、協同組合による金融事業に関する法律施行令第三条の二第一項第二号から第四号まで（第二号にあっては、同号に規定する信用協同組合代理業者を除く。）、水産業協同組合法施行令第九条第一項第二号から第四号まで（第二号にあっては、同号に規定する特定信用事業代理業者を除く。）、農林中央金庫法施行令第八条第一項第二号から第四号まで（第二号にあっては、同号に規定する農林中央金庫代理業者を除く。）並びに農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第十条第一項第二号から第四号まで（第二号にあっては、同号に規定する特定信用事業代理業者を除く。）に規定する者をいう。）又はその役員若しくは使用人について準用する。この場合において、第一項第十三号中「当該銀行等が当該保険契約に係る保険契約者又は被保険者に対し

規定する農業協同組合を除く。)に規定する者をいう。)又はその役員若しくは使用人について準用する。この場合において、第一項第十三号中「当該銀行等が当該保険契約に係る保険契約者又は被保険者に対して信用を供与し、又は信用の供与を約していること」とあるのは、「当該銀行代理業者等が当該保険契約に係る保険契約者又は被保険者に対してその所属銀行等が行う資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結を代理若しくは媒介し、又は当該代理若しくは媒介を約していること」と読み替えるものとする。

4～8 (略)

(特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人)

第二百三十四条の十二 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件の全てに該当することとする。

一 (略)

二 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産(次に掲げるものに限る。)の合計額が三億円以上になると見込まれること。

イ・ロ (略)

ハ 農業協同組合法第十一条の五(事業)に規定する特定貯金等、水産業協同組合法第十一条の九(特定貯金等契約の締結に関する金融商品取引法の準用)に規定する特定貯金等、協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の二(金融商品取引法

て信用を供与し、又は信用の供与を約していること」とあるのは、「当該銀行代理業者等が当該保険契約に係る保険契約者又は被保険者に対してその所属銀行等が行う資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結を代理若しくは媒介し、又は当該代理若しくは媒介を約していること」と読み替えるものとする。

4～8 (略)

(特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人)

第二百三十四条の十二 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件の全てに該当することとする。

一 (略)

二 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産(次に掲げるものに限る。)の合計額が三億円以上になると見込まれること。

イ・ロ (略)

ハ 農業協同組合法第十一条の二の四(事業)に規定する特定貯金等、水産業協同組合法第十一条の九(特定貯金等契約の締結に関する金融商品取引法の準用)に規定する特定貯金等、協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の二(金融商品取

の準用)に規定する特定預金等、信用金庫法第八十九条の二(金融商品取引法の準用)に規定する特定預金等、長期信用銀行法第十七条の二(金融商品取引法の準用)に規定する特定預金等、労働金庫法第九十四条の二(金融商品取引法の準用)に規定する特定預金等、銀行法第十三条の四(金融商品取引法の準用)に規定する特定預金等、農林中央金庫法第五十九条の三(金融商品取引法の準用)に規定する特定預金等及び株式会社商工組合中央金庫法第二十九条(金融商品取引法の準用)に規定する特定預金等

二 特定保険契約、農業協同組合法第十一条の二十七(事業)に規定する特定共済契約、消費生活協同組合法第十二条の三第一項(特定共済契約)に規定する特定共済契約、水産業協同組合法第十五条の七(特定共済契約の締結に関する金融商品取引法の準用)に規定する特定共済契約及び中小企業等協同組合法第九条の七の五第二項(保険業法等の準用)に規定する特定共済契約に基づく保険金、共済金、返戻金その他の給付金に係る権利

ホクト (略)
三 (略)

引法の準用)に規定する特定預金等、信用金庫法第八十九条の二(金融商品取引法の準用)に規定する特定預金等、長期信用銀行法第十七条の二(金融商品取引法の準用)に規定する特定預金等、労働金庫法第九十四条の二(金融商品取引法の準用)に規定する特定預金等、銀行法第十三条の四(金融商品取引法の準用)に規定する特定預金等、農林中央金庫法第五十九条の三(金融商品取引法の準用)に規定する特定預金等及び株式会社商工組合中央金庫法第二十九条(金融商品取引法の準用)に規定する特定預金等

二 特定保険契約、農業協同組合法第十一条の十の三(事業)に規定する特定共済契約、消費生活協同組合法第十二条の三第一項(特定共済契約)に規定する特定共済契約、水産業協同組合法第十五条の七(特定共済契約の締結に関する金融商品取引法の準用)に規定する特定共済契約及び中小企業等協同組合法第九条の七の五第二項(保険業法等の準用)に規定する特定共済契約に基づく保険金、共済金、返戻金その他の給付金に係る権利

ホクト (略)
三 (略)

七 金融機関等の組織再編成の促進のための特別措置に関する内閣府令（平成十四年内閣府令第八十八号）（第七条関係）

改正案	現行
<p>（法第二条第二項第一号ト及びチの主務省令で定める場合）</p> <p>第二条 法第二条第二項第一号トに規定する当該他の金融機関等が当該金融機関等の経営を実質的に支配する場合として主務省令で定める場合は、次の各号に掲げる株式の移転又は発行を受ける当該他の金融機関等（法第二条第一項に規定する金融機関等をいう。以下この条において同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。</p> <p>一～六 （略）</p> <p>七 農業協同組合連合会（法第二条第一項第十号に規定する農業協同組合連合会をいう。次項において同じ。） 株式の移転又は発行を行う信託業務を営む銀行を農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百三十二号）第十一条の二第二項に規定する子会社（同項の規定により子会社とみなされるものを含む。）とする場合（同法第十一条の六十六第四項の規定により同法第九十八条第一項に規定する行政庁の認可を必要とする場合に限る。）</p> <p>八・九 （略）</p> <p>2～4 （略）</p>	<p>（法第二条第二項第一号ト及びチの主務省令で定める場合）</p> <p>第二条 法第二条第二項第一号トに規定する当該他の金融機関等が当該金融機関等の経営を実質的に支配する場合として主務省令で定める場合は、次の各号に掲げる株式の移転又は発行を受ける当該他の金融機関等（法第二条第一項に規定する金融機関等をいう。以下この条において同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。</p> <p>一～六 （略）</p> <p>七 農業協同組合連合会（法第二条第一項第十号に規定する農業協同組合連合会をいう。次項において同じ。） 株式の移転又は発行を行う信託業務を営む銀行を農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百三十二号）第十一条の二第二項に規定する子会社（同項の規定により子会社とみなされるものを含む。）とする場合（同法第十一条の四十七第四項の規定により同法第九十八条第一項に規定する行政庁の認可を必要とする場合に限る。）</p> <p>八・九 （略）</p> <p>2～4 （略）</p>

八 金融機能の強化のための特別措置に関する内閣府令（平成十六年内閣府令第六十七号）（第七条関係）

改正案	現行
<p>（経営を実質的に支配し、又は経営に重要な影響を与える場合）</p> <p>第二条 法第二条第六項第七号に規定する主務省令で定める場合は、次に掲げる株式の交付により当該株式を取得する当該他の金融機関等の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。</p> <p>一～六（略）</p> <p>七 農業協同組合連合会（法第二条第一項第十号に規定する農業協同組合連合会をいう。） 株式の交付を行う信託業務を営む銀行を農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百三十二号）第十一条の二第二項に規定する子会社とする場合（同法第十一条の六十六第四項の規定により同法第九十八条第一項に規定する行政庁の認可を必要とする場合に限る。）</p> <p>八・九（略）</p> <p>2（略）</p>	<p>（経営を実質的に支配し、又は経営に重要な影響を与える場合）</p> <p>第二条 法第二条第六項第七号に規定する主務省令で定める場合は、次に掲げる株式の交付により当該株式を取得する当該他の金融機関等の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。</p> <p>一～六（略）</p> <p>七 農業協同組合連合会（法第二条第一項第十号に規定する農業協同組合連合会をいう。） 株式の交付を行う信託業務を営む銀行を農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百三十二号）第十一条の二第二項に規定する子会社とする場合（同法第十一条の四十七第四項の規定により同法第九十八条第一項に規定する行政庁の認可を必要とする場合に限る。）</p> <p>八・九（略）</p> <p>2（略）</p>

改正案	現行
<p>（実務経験による短答式試験科目の免除）</p> <p>第七条 公認会計士法施行令（昭和二十七年政令第三百四十三号。以下「施行令」という。）第一条の二に規定する内閣府令で定める法人は、次の各号に掲げるものとする。この場合において、次の各号（第三号、第四号、第十二号及び第十三号を除く。）に定める法人が、法令に基づき、免除申請者の同条に規定する会計又は監査に関する事務又は業務に従事した期間を通じて、公認会計士又は監査法人の監査を受けていることを要する。</p> <p>一〇十一（略）</p> <p>（削る）</p> <p>十二・十三（略）</p> <p>2 施行令第一条の二に規定する会計又は監査に関する事務又は業務のうち内閣府令で定めるものは、次の各号に定める法人の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>（削る）</p>	<p>（実務経験による短答式試験科目の免除）</p> <p>第七条 公認会計士法施行令（昭和二十七年政令第三百四十三号。以下「施行令」という。）第一条の二に規定する内閣府令で定める法人は、次の各号に掲げるものとする。この場合において、次の各号（第三号、第四号及び第十二号から第十四号までを除く。）に定める法人が、法令に基づき、免除申請者の同条に規定する会計又は監査に関する事務又は業務に従事した期間を通じて、公認会計士又は監査法人の監査を受けていることを要する。</p> <p>一〇十一（略）</p> <p>十二 農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百二十二号）第七十三条の十五に規定する農業協同組合中央会</p> <p>十三・十四（略）</p> <p>2 施行令第一条の二に規定する会計又は監査に関する事務又は業務のうち内閣府令で定めるものは、次の各号に定める法人の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 前項第十二号に掲げる法人 農業協同組合法第七十三条の三八第一項の農業協同組合監査士として行う農業協同組合及び農業協同組合連合会の監査</p>

三| 前項第十二号に掲げる法人 水産業協同組合法第八十七条の二
第二項（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）に規
定する役員又は職員として行う漁業協同組合及び水産加工業協同
組合の監査

四| 前項第十三号に掲げる法人 企業会計の基準の設定、原価計算
の統一若しくは監査基準の設定その他の企業会計制度又は監査制
度の整備改善に関する事務（特別の判断を要しない機械的な事務
を除く。）又は業務

四| 前項第十三号に掲げる法人 水産業協同組合法第八十七条の二
第二項（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）に規
定する役員又は職員として行う漁業協同組合及び水産加工業協同
組合の監査

五| 前項第十四号に掲げる法人 企業会計の基準の設定、原価計算
の統一若しくは監査基準の設定その他の企業会計制度又は監査制
度の整備改善に関する事務（特別の判断を要しない機械的な事務
を除く。）又は業務

改 正 案

現 行

<p>（特定信託契約） 第三十条の二（略）</p> <p>2 前項第三号イの「特定預金等」とは、協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）第六条の五の二に規定する特定預金等、信用金庫法（昭和二十六年法律第百三十八号）（第八十九条の二に規定する特定預金等、長期信用銀行法第十七条の二に規定する特定預金等、労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第九十四条の二に規定する特定預金等及び銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十三条の四に規定する特定預金等）をいい、同号ロの「特定貯金等」とは、農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十一条の五に規定する特定貯金等、水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一条の九に規定する特定貯金等、農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第五十九条の三に規定する特定預金等及び株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第二十九条に規定する特定預金等をいう。</p> <p>（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人） 第三十条の十二 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号に</p>	<p>（特定信託契約） 第三十条の二（略）</p> <p>2 前項第三号イの「特定預金等」とは、協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）第六条の五の二に規定する特定預金等、信用金庫法（昭和二十六年法律第百三十八号）（第八十九条の二に規定する特定預金等、長期信用銀行法第十七条の二に規定する特定預金等、労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第九十四条の二に規定する特定預金等及び銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十三条の四に規定する特定預金等）をいい、同号ロの「特定貯金等」とは、農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十一条の二の四に規定する特定貯金等、水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一条の九に規定する特定貯金等、農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第五十九条の三に規定する特定預金等及び株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第二十九条に規定する特定預金等をいう。</p> <p>（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人） 第三十条の十二 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号に</p>
---	---

規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件の全てに該当することとする。

一 (略)

二 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産（次に掲げるものに限る。）の合計額が三億円以上になると見込まれること。

イ・ロ (略)

ハ 農業協同組合法第十一条の五に規定する特定貯金等、水産業協同組合法第十一条の九に規定する特定貯金等、協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の二に規定する特定預金等、信用金庫法第八十九条の二に規定する特定預金等、長期信用銀行法第十七条の二に規定する特定預金等、労働金庫法第九十条の二に規定する特定預金等、銀行法第十三条の四に規定する特定預金等、農林中央金庫法第五十九条の三に規定する特定預金等及び株式会社商工組合中央金庫法第二十九条に規定する特定預金等

二 農業協同組合法第十一条の二十七に規定する特定共済契約、消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）第十二条の三第一項に規定する特定共済契約、水産業協同組合法第十五条の七に規定する特定共済契約、中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）第九条の七の五第二項に規定する特定共済契約及び保険業法（平成七年法律第五号）第三百条の二に規定する特定保険契約に基づく保険金、共済金、返戻金そ

規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件の全てに該当することとする。

一 (略)

二 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産（次に掲げるものに限る。）の合計額が三億円以上になると見込まれること。

イ・ロ (略)

ハ 農業協同組合法第十一条の二の四に規定する特定貯金等、水産業協同組合法第十一条の九に規定する特定貯金等、協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の二に規定する特定預金等、信用金庫法第八十九条の二に規定する特定預金等、長期信用銀行法第十七条の二に規定する特定預金等、労働金庫法第九十四条の二に規定する特定預金等、銀行法第十三条の四に規定する特定預金等、農林中央金庫法第五十九条の三に規定する特定預金等及び株式会社商工組合中央金庫法第二十九条に規定する特定預金等

二 農業協同組合法第十一条の十の三に規定する特定共済契約、消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）第十二条の三第一項に規定する特定共済契約、水産業協同組合法第十五条の七に規定する特定共済契約、中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）第九条の七の五第二項に規定する特定共済契約及び保険業法（平成七年法律第五号）第三百条の二に規定する特定保険契約に基づく保険金、共済金、返戻金そ

その他の給付金に係る権利

ホトト (略)

三 (略)

(信託財産に損害を生じさせ、又は信託業の信用を失墜させることのない体制の整備に関する事項)

第四十条 (略)

2・3 (略)

4 信託会社は、本店その他の営業所を他の信託会社、外国信託会社又は金融機関(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令(平成五年政令第三十一号)第二条各号に掲げる金融機関をいう。第六十一条第三項及び第七十二条第二項を除き、以下同じ。)の本店その他の営業所、事務所若しくは代理店(金融機関代理業者等(銀行法第二条第十五項に規定する銀行代理業者、長期信用銀行法第十八条の五第三項に規定する長期信用銀行代理業者、信用金庫法第八十五条の二第三項に規定する信用金庫代理業者、協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第三項に規定する信用協同組合代理業者、労働金庫法第八十九条の三第三項に規定する労働金庫代理業者、農業協同組合法第九十二条の二第三項に規定する特定信用事業代理業者、水産業協同組合法第二百一十一条の二第三項に規定する特定信用事業代理業者及び農林中央金庫法第九十五条の二第三項に規定する農林中央金庫代理業者並びに農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等)による信用事業の再編及び強化に関する法律(平成八年

その他の給付金に係る権利

ホトト (略)

三 (略)

(信託財産に損害を生じさせ、又は信託業の信用を失墜させることのない体制の整備に関する事項)

第四十条 (略)

2・3 (略)

4 信託会社は、本店その他の営業所を他の信託会社、外国信託会社又は金融機関(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令(平成五年政令第三十一号)第二条各号に掲げる金融機関をいう。第六十一条第三項及び第七十二条第二項を除き、以下同じ。)の本店その他の営業所、事務所若しくは代理店(金融機関代理業者(銀行法第二条第十五項に規定する銀行代理業者、長期信用銀行法第十八条の五第三項に規定する長期信用銀行代理業者、信用金庫法第八十五条の二第三項に規定する信用金庫代理業者、協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第三項に規定する信用協同組合代理業者、労働金庫法第八十九条の三第三項に規定する労働金庫代理業者、農業協同組合法第九十二条の二第三項に規定する特定信用事業代理業者、水産業協同組合法第二百一十一条の二第三項に規定する特定信用事業代理業者及び農林中央金庫法第九十五条の二第三項に規定する農林中央金庫代理業者をいう。第七十二条第二項第一号において同じ。)の営業所又は事務所を含む。)と同一の建物に設置して

法律第百十八号) 第四十二条第三項の認可に係る業務の代理を行う農業協同組合、漁業協同組合及び水産加工業協同組合をいう。第七十二条第二項第一号において同じ。) の営業所又は事務所を含む。() と同一の建物に設置してその業務を営む場合には、顧客が当該信託会社を当該他の信託会社、外国信託会社又は金融機関であると誤認することを防止するための適切な措置を講じなければならない。

第五十三条 (略)

2・3 (略)

4 承認事業者については信託会社(第二十三条第二項及び第三項並びに第二十五条にあつては、管理型信託会社) とみなして、第八条、第十七条から第二十三条まで、第二十五条、第二十八条から第三十条まで、第三十一条から第四十一条の八まで、第四十八条(第一項第三号、第四号、第七号及び第十号から第十二号まで並びに第二項を除く。)、第五十条(第四項を除く。) 及び第五十一条の規定を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表上欄に掲げる字句は、同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
第四十条第四項	(略)	(略)

その業務を営む場合には、顧客が当該信託会社を当該他の信託会社、外国信託会社又は金融機関であると誤認することを防止するための適切な措置を講じなければならない。

5 10 (略)

第五十三条 (略)

2・3 (略)

4 承認事業者については信託会社(第二十三条第二項及び第三項並びに第二十五条にあつては、管理型信託会社) とみなして、第八条、第十七条から第二十三条まで、第二十五条、第二十八条から第三十条まで、第三十一条から第四十一条の八まで、第四十八条(第一項第三号、第四号、第七号及び第十号から第十二号まで並びに第二項を除く。)、第五十条(第四項を除く。) 及び第五十一条の規定を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表上欄に掲げる字句は、同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
第四十条第四項	(略)	(略)

(略)	、事務所若しくは代理店（金融機関代理業者等）（銀行法第二条第十五項に規定する銀行代理業者、長期信用銀行法第十六条の五第三項に規定する長期信用銀行代理業者、信用金庫法第八十五条の二第三項に規定する信用金庫代理業者、協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第三項に規定する信用協同組合代理業者、労働金庫法第八十九条の三第三項に規定する労働金庫代理業者、農業協同組
(略)	(略)

(略)	、事務所若しくは代理店（金融機関代理業者）（銀行法第二条第十五項に規定する銀行代理業者、長期信用銀行法第十六条の五第三項に規定する長期信用銀行代理業者、信用金庫法第八十五条の二第三項に規定する信用金庫代理業者、協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第三項に規定する信用協同組合代理業者、労働金庫法第八十九条の三第三項に規定する労働金庫代理業者、農業協同組
(略)	(略)

合法第九十二条の二
第三項に規定する特
定信用事業代理業者
、水産業協同組合法
第二百一十一条の二第
三項に規定する特定
信用事業代理業者及
び農林中央金庫法第
九十五条の二第三項
に規定する農林中央
金庫代理業者並びに
農林中央金庫及び特
定農水産業協同組合
等による信用事業の
再編及び強化に関す
る法律（平成八年法
律第百十八号）第四
十二条第三項の認可
に係る業務の代理を
行う農業協同組合、
漁業協同組合及び水
産加工業協同組合を
いう。第七十二条第

法第九十二条の二第
三項に規定する特定
信用事業代理業者、
水産業協同組合法第
百二十一条の二第三
項に規定する特定信
用事業代理業者及び
農林中央金庫法第九
十五条の二第三項に
規定する農林中央金
庫代理業者をいう。
第七十二条第二項第
一号において同じ。
（の営業所又は事務
所を含む。）と同一

(略)	(略)	(略)	二項第一号において同じ。)の営業所又は事務所を含む。)と同一
-----	-----	-----	--------------------------------

5・6 (略)

(業務方法書の記載事項)

第七十二条 (略)

2 前項第三号に規定する信託契約代理業務の実施体制には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に掲げる体制を含むものとする。

- 一 営業所又は事務所を他の信託契約代理店、信託会社、外国信託会社又は金融機関の本店その他の営業所、事務所若しくは金融機関代理業者等の営業所又は事務所と同一の建物に設置して信託契約代理業務を営む場合 顧客が当該信託契約代理業務に係る信託契約代理店を当該他の信託契約代理店、信託会社、外国信託会社又は金融機関であると誤認することを防止するための体制

二・三 (略)

(略)	(略)	(略)	
-----	-----	-----	--

5・6 (略)

(業務方法書の記載事項)

第七十二条 (略)

2 前項第三号に規定する信託契約代理業務の実施体制には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に掲げる体制を含むものとする。

- 一 営業所又は事務所を他の信託契約代理店、信託会社、外国信託会社又は金融機関の本店その他の営業所、事務所若しくは金融機関代理業者等の営業所又は事務所と同一の建物に設置して信託契約代理業務を営む場合 顧客が当該信託契約代理業務に係る信託契約代理店を当該他の信託契約代理店、信託会社、外国信託会社又は金融機関であると誤認することを防止するための体制

二・三 (略)



十一 金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）（第十条関係）

改正案	現行
<p>（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人）</p> <p>第六十二条 法第三十四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件の全てに該当することとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産（次に掲げるものに限る。）の合計額が三億円以上になると見込まれること。</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>ハ 農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）<u>第十一</u>条の五に規定する特定貯金等、水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）<u>第十一</u>条の九に規定する特定貯金等、協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）<u>第六</u>条の五の二に規定する特定預金等、信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）<u>第八十九</u>条の二に規定する特定預金等、長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）<u>第十七</u>条の二に規定する特定預金等、労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）<u>第九十四</u>条の二に規定する特定預金等、銀行法第十三条の四に規定する特定預金等、農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）<u>第五十九</u>条の三に規定する特</p>	<p>（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人）</p> <p>第六十二条 法第三十四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件の全てに該当することとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産（次に掲げるものに限る。）の合計額が三億円以上になると見込まれること。</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>ハ 農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）<u>第十一</u>条の二の四に規定する特定貯金等、水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）<u>第十一</u>条の九に規定する特定貯金等、協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）<u>第六</u>条の五の二に規定する特定預金等、信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）<u>第八十九</u>条の二に規定する特定預金等、長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）<u>第十七</u>条の二に規定する特定預金等、労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）<u>第九十四</u>条の二に規定する特定預金等、銀行法第十三条の四に規定する特定預金等、農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）<u>第五十九</u>条の三に規定す</p>

定預金等及び株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第二十九条に規定する特定預金等

二 農業協同組合法第十一条の二十七に規定する特定共済契約、消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）第十二条の三第一項に規定する特定共済契約、水産業協同組合法第十五条の七に規定する特定共済契約、中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）第九条の七の五第二項に規定する特定共済契約及び保険業法第三百条の二に規定する特定保険契約に基づく保険金、共済金、返戻金その他の給付金に係る権利

ホトト （略）

三 （略）

（業務の運営の状況が公益に反し又は投資者の保護に支障を生ずるおそれがあるもの）

第二百二十三条 法第四十条第二号に規定する内閣府令で定める状況は、次に掲げる状況とする。

一 一七 （略）

十八 金融商品取引業者等が取得した顧客の財産に関する公表されていない情報その他の特別な情報（次に掲げるものを除く。）を、事前に顧客の書面による同意を得ることなく、当該金融商品取引業者等が委託を行う登録金融機関若しくは金融商品仲介業者に提供している状況又は金融商品取引業者等が委託を行った登録金融機関若しくは金融商品仲介業者から取得した顧客の財産に関する

る特定預金等及び株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第二十九条に規定する特定預金等

二 農業協同組合法第十一条の十の三に規定する特定共済契約、消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）第十二条の三第一項に規定する特定共済契約、水産業協同組合法第十五条の七に規定する特定共済契約、中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）第九条の七の五第二項に規定する特定共済契約及び保険業法第三百条の二に規定する特定保険契約に基づく保険金、共済金、返戻金その他の給付金に係る権利

ホトト （略）

三 （略）

（業務の運営の状況が公益に反し又は投資者の保護に支障を生ずるおそれがあるもの）

第二百二十三条 法第四十条第二号に規定する内閣府令で定める状況は、次に掲げる状況とする。

一 一七 （略）

十八 金融商品取引業者等が取得した顧客の財産に関する公表されていない情報その他の特別な情報（次に掲げるものを除く。）を、事前に顧客の書面による同意を得ることなく、当該金融商品取引業者等が委託を行う登録金融機関若しくは金融商品仲介業者に提供している状況又は金融商品取引業者等が委託を行った登録金融機関若しくは金融商品仲介業者から取得した顧客の財産に関する

る公表されていない情報その他の特別な情報（当該登録金融機関又は金融商品仲介業者が当該顧客の書面による同意を得ずに提供したものに限り。）を利用して有価証券の売買その他の取引等を勧誘している状況

イ〜ハ（略）

二 当該登録金融機関又は委託金融商品取引業者が対象規定（法第三十六条第二項、銀行法第十三条の三の二第一項（長期信用銀行法第十七条、協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項、信用金庫法第八十九条第一項及び労働金庫法第九十四条第一項において準用する場合を含む。）、農林中央金庫法第五十九条の二の二第一項、中小企業等協同組合法第五十八条の五の二第一項、農業協同組合法第十一条の十第一項若しくは第十一条の三十一第一項、水産業協同組合法第十一条の十三第一項（同法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。）若しくは第十五条の九の三第一項（同法第九十六条第一項及び第百条の八第一項において準用する場合を含む。）、株式会社商工組合中央金庫法第二十八条の二第一項又は保険業法第百条の二の二第一項若しくは第百九十三条の二第一項の規定をいう。第二十四号ハにおいて同じ。）を遵守するために当該登録金融機関に提供する必要があると認められる情報

ホ（略）

十九〜二十一の四（略）

る公表されていない情報その他の特別な情報（当該登録金融機関又は金融商品仲介業者が当該顧客の書面による同意を得ずに提供したものに限り。）を利用して有価証券の売買その他の取引等を勧誘している状況

イ〜ハ（略）

二 当該登録金融機関又は委託金融商品取引業者が対象規定（法第三十六条第二項、銀行法第十三条の三の二第一項（長期信用銀行法第十七条、協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項、信用金庫法第八十九条第一項及び労働金庫法第九十四条第一項において準用する場合を含む。）、農林中央金庫法第五十九条の二の二第一項、中小企業等協同組合法第五十八条の五の二第一項、農業協同組合法第十一条の五の二第一項若しくは第十一条の十二の三第一項、水産業協同組合法第十一条の十三第一項（同法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。）若しくは第十五条の九の三第一項（同法第九十六条第一項及び第百条の八第一項において準用する場合を含む。）、株式会社商工組合中央金庫法第二十八条の二第一項又は保険業法第百条の二の二第一項若しくは第百九十三条の二第一項の規定をいう。第二十四号ハにおいて同じ。）を遵守するために当該登録金融機関に提供する必要があると認められる情報

ホ（略）

十九〜二十一の四（略）

二十二 金融商品取引業者が、本店その他の営業所又は事務所を金融機関（銀行、協同組織金融機関、信託会社その他令第一条の九各号に掲げる金融機関をいう。）の本店その他の営業所若しくは事務所又はその代理店（銀行法第二条第十五項に規定する銀行代理業者、長期信用銀行法第十六条の五第三項に規定する長期信用銀行代理業者、信用金庫法第八十五条の二第三項に規定する信用金庫代理業者、協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第三項に規定する信用協同組合代理業者、労働金庫法第八十九条の三第三項に規定する労働金庫代理業者、農業協同組合法第九十二条の二第三項に規定する特定信用事業代理業者、水産業協同組合法第二百一十一条の二第三項に規定する特定信用事業代理業者及び農林中央金庫法第九十五条の二第三項に規定する農林中央金庫代理業者並びに農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号。第二百八十一条第十号において「再編強化法」という。）第四十二条第三項の認可に係る業務の代理を行う農業協同組合、漁業協同組合及び水産加工業協同組合の営業所又は事務所を含む。）と同一の建物に設置してその業務を行う場合において、顧客が当該金融商品取引業者を当該金融機関と誤認することを防止するための適切な措置を講じていないと認められる状況

二十三～二十九（略）

256（略）

二十二 金融商品取引業者が、本店その他の営業所又は事務所を金融機関（銀行、協同組織金融機関、信託会社その他令第一条の九各号に掲げる金融機関をいう。）の本店その他の営業所若しくは事務所又はその代理店（銀行法第二条第十五項に規定する銀行代理業者、長期信用銀行法第十六条の五第三項に規定する長期信用銀行代理業者、信用金庫法第八十五条の二第三項に規定する信用金庫代理業者、協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第三項に規定する信用協同組合代理業者、労働金庫法第八十九条の三第三項に規定する労働金庫代理業者、農業協同組合法第九十二条の二第三項に規定する特定信用事業代理業者、水産業協同組合法第二百一十一条の二第三項に規定する特定信用事業代理業者及び農林中央金庫法第九十五条の二第三項に規定する農林中央金庫代理業者の営業所又は事務所を含む。）と同一の建物に設置してその業務を行う場合において、顧客が当該金融商品取引業者を当該金融機関と誤認することを防止するための適切な措置を講じていないと認められる状況

二十三～二十九（略）

256（略）

（金融商品取引業者の親法人等又は子法人等が関与する行為の制限）
）
第五百五十三条 法第四十四条の三第一項第四号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一～六 （略）

七 有価証券関連連業を行う金融商品取引業者（第一種金融商品取引業を行う者に限る。）が発行者等に関する非公開情報を当該金融商品取引業者の親法人等若しくは子法人等から受領し、又は当該親法人等若しくは子法人等に提供すること（次に掲げる場合において行うものを除く。）。

イ～ニ （略）

ホ 次の(1)から(5)までに掲げるものを算出するため当該金融商品取引業者がその親銀行等又は子銀行等に顧客への信用の供与等の額を提供する場合

(1)～(3) （略）

(4) 農業協同組合法第十一条の八第二項に規定する信用の供与等の額及び合算信用供与等限度額

(5) （略）

へ～リ （略）

八～十五 （略）

2～4 （略）

（登録金融機関の親法人等又は子法人等が関与する行為の制限）

（金融商品取引業者の親法人等又は子法人等が関与する行為の制限）
）
第五百五十三条 法第四十四条の三第一項第四号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一～六 （略）

七 有価証券関連連業を行う金融商品取引業者（第一種金融商品取引業を行う者に限る。）が発行者等に関する非公開情報を当該金融商品取引業者の親法人等若しくは子法人等から受領し、又は当該親法人等若しくは子法人等に提供すること（次に掲げる場合において行うものを除く。）。

イ～ニ （略）

ホ 次の(1)から(5)までに掲げるものを算出するため当該金融商品取引業者がその親銀行等又は子銀行等に顧客への信用の供与等の額を提供する場合

(1)～(3) （略）

(4) 農業協同組合法第十一条の四第二項に規定する信用の供与等の額及び合算信用供与等限度額

(5) （略）

へ～リ （略）

八～十五 （略）

2～4 （略）

（登録金融機関の親法人等又は子法人等が関与する行為の制限）

第百五十四条 法第四十四条の三第二項第四号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一～三 (略)

四 当該登録金融機関の金融商品仲介業務に従事する役員(役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。以下この号及び次号において同じ。)又は使用者が、発行者等に関する非公開情報(顧客の有価証券の売買その他の取引等に係る注文の動向その他の特別な情報に限る。)を、当該登録金融機関の親法人等(銀行法第二条第十三項に規定する銀行持株会社、同法第五十二条の二十三第一項第十号に掲げる会社(同号イに掲げる業務を営む会社に限る。)、長期信用銀行法第十六条の四第一項に規定する長期信用銀行持株会社、同項第十号に掲げる会社(同号イに掲げる業務を営む会社に限る。))、保険業法第二条第十六項に規定する保険持株会社及び同法第二百七十一条の二十二第一項第十二号に掲げる会社(同号イに掲げる業務を営む会社に限る。))を除く。以下この号において同じ。)若しくは子法人等(銀行法第十六条の二第一項第十一号に掲げる会社(同条第二項第一号に規定する従属業務を営む会社に限る。))、長期信用銀行法第十三条の二第一項第十一号に掲げる会社(同条第四項第一号に規定する従属業務を営む会社に限る。))、信用金庫法第五十四条の二十三第一項第十号に掲げる会社(同条第二項第一号に規定する従属業務を営む会社に限る。))、労働金庫法第五十八条の五第一項第六号に掲げる会社(同条第二項第一号に規定する従属業務を営む会社

第百五十四条 法第四十四条の三第二項第四号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一～三 (略)

四 当該登録金融機関の金融商品仲介業務に従事する役員(役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。以下この号及び次号において同じ。)又は使用者が、発行者等に関する非公開情報(顧客の有価証券の売買その他の取引等に係る注文の動向その他の特別な情報に限る。)を、当該登録金融機関の親法人等(銀行法第二条第十三項に規定する銀行持株会社、同法第五十二条の二十三第一項第十号に掲げる会社(同号イに掲げる業務を営む会社に限る。))、長期信用銀行法第十六条の四第一項に規定する長期信用銀行持株会社、同項第十号に掲げる会社(同号イに掲げる業務を営む会社に限る。))、保険業法第二条第十六項に規定する保険持株会社及び同法第二百七十一条の二十二第一項第十二号に掲げる会社(同号イに掲げる業務を営む会社に限る。))を除く。以下この号において同じ。)若しくは子法人等(銀行法第十六条の二第一項第十一号に掲げる会社(同条第二項第一号に規定する従属業務を営む会社に限る。))、長期信用銀行法第十三条の二第一項第十一号に掲げる会社(同条第四項第一号に規定する従属業務を営む会社に限る。))、信用金庫法第五十四条の二十三第一項第十号に掲げる会社(同条第二項第一号に規定する従属業務を営む会社に限る。))、労働金庫法第五十八条の五第一項第六号に掲げる会社(同条第二項第一号に規定する従属業務を営む会社

に限る。）、協同組合による金融事業に関する法律第四条の四第一項第六号に掲げる会社（同条第二項第一号に規定する従属業務を営む会社に限る。）、保険業法第百六条第一項第十二号に掲げる会社（同条第二項第一号に規定する従属業務を営む会社に限る。）、農林中央金庫法第七十二条第一項第八号に掲げる会社（同条第二項第一号に規定する従属業務を営む会社に限る。）、農業協同組合法第十一条の六十六第一項第五号に掲げる会社（同条第二項第一号に規定する従属業務を営む会社に限る。）及び水産業協同組合法第八十七条の三第一項第五号に掲げる会社（同条第二項第一号に規定する従属業務を営む会社に限る。）を除く。以下この号において同じ。）に提供し、又は有価証券（法第三十三条第二項第一号に掲げる有価証券並びに法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券であつて同項第一号及び第二号の性質を有する有価証券を除く。）の発行者である顧客の非公開融資等情報をその親法人等若しくは子法人等から受領すること（次に掲げる場合において行うものを除く。）。

イ（三）（略）

ホ 次の(1)から(5)までに掲げるものを算出するため当該登録金融機関の親銀行等又は子銀行等からその顧客への信用の供与等の額を受領する場合

(1)（3）（略）

(4) 農業協同組合法第十一条の八第二項に規定する信用の供与等の額及び合算信用供与等限度額

に限る。）、協同組合による金融事業に関する法律第四条の四第一項第六号に掲げる会社（同条第二項第一号に規定する従属業務を営む会社に限る。）、保険業法第百六条第一項第十二号に掲げる会社（同条第二項第一号に規定する従属業務を営む会社に限る。）、農林中央金庫法第七十二条第一項第八号に掲げる会社（同条第二項第一号に規定する従属業務を営む会社に限る。）、農業協同組合法第十一条の四十七第一項第五号に掲げる会社（同条第二項第一号に規定する従属業務を営む会社に限る。）及び水産業協同組合法第八十七条の三第一項第五号に掲げる会社（同条第二項第一号に規定する従属業務を営む会社に限る。）を除く。以下この号において同じ。）に提供し、又は有価証券（法第三十三条第二項第一号に掲げる有価証券並びに法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券であつて同項第一号及び第二号の性質を有する有価証券を除く。）の発行者である顧客の非公開融資等情報をその親法人等若しくは子法人等から受領すること（次に掲げる場合において行うものを除く。）。

イ（三）（略）

ホ 次の(1)から(5)までに掲げるものを算出するため当該登録金融機関の親銀行等又は子銀行等からその顧客への信用の供与等の額を受領する場合

(1)（3）（略）

(4) 農業協同組合法第十一条の四第二項に規定する信用の供与等の額及び合算信用供与等限度額

(5) (略)

へつ又 (略)

五く九 (略)

(業務の運営の状況が公益に反し又は投資者の保護に支障を生ずるおそれがあるもの)

第二百八十一条 法第六十六条の十五において準用する法第四十条第二号に規定する内閣府令で定める状況は、次に掲げる状況とする。

一く九 (略)

十 金融商品仲介業者が、本店その他の営業所又は事務所を金融機関(銀行、協同組織金融機関、信託会社その他令第一条の九各号に掲げる金融機関をいう。)の本店その他の営業所若しくは事務所又はその代理店(銀行法第二条第十五項に規定する銀行代理業者、長期信用銀行法第十六条の五第三項に規定する長期信用銀行代理業者、信用金庫法第八十五条の二第三項に規定する信用金庫代理業者、協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第三項に規定する信用協同組合代理業者、労働金庫法第八十九条の三第三項に規定する労働金庫代理業者、農業協同組合法第九十二条の二第三項に規定する特定信用事業代理業者、水産業協同組合法第二百二十一条の二第三項に規定する特定信用事業代理業者及び農林中央金庫法第九十五条の二第三項に規定する農林中央金庫代理業者並びに再編強化法第四十二条第三項の認可に係る業務の代理を行う農業協同組合、漁業協同組合及び水産加工業協同組合の営

(5) (略)

へつ又 (略)

五く九 (略)

(業務の運営の状況が公益に反し又は投資者の保護に支障を生ずるおそれがあるもの)

第二百八十一条 法第六十六条の十五において準用する法第四十条第二号に規定する内閣府令で定める状況は、次に掲げる状況とする。

一く九 (略)

十 金融商品仲介業者が、本店その他の営業所又は事務所を金融機関(銀行、協同組織金融機関、信託会社その他令第一条の九各号に掲げる金融機関をいう。)の本店その他の営業所若しくは事務所又はその代理店(銀行法第二条第十五項に規定する銀行代理業者、長期信用銀行法第十六条の五第三項に規定する長期信用銀行代理業者、信用金庫法第八十五条の二第三項に規定する信用金庫代理業者、協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第三項に規定する信用協同組合代理業者、労働金庫法第八十九条の三第三項に規定する労働金庫代理業者、農業協同組合法第九十二条の二第三項に規定する特定信用事業代理業者、水産業協同組合法第二百二十一条の二第三項に規定する特定信用事業代理業者及び農林中央金庫法第九十五条の二第三項に規定する農林中央金庫代理業者の営業所又は事務所を含み、保険業法第二条第十九項に規定する生命保険募集人及び同条第二十一項に規定する損害保険代理

業所又は事務所を含み、保険業法第二条第十九項に規定する生命保険募集人及び同条第二十一項に規定する損害保険代理店を除く。
。) と同一の建物に設置してその業務を行う場合において、顧客が当該金融商品仲介業者を当該金融機関と誤認することを防止するための適切な措置を講じていないと認められる状況

十一・十二 (略)

店を除く。) と同一の建物に設置してその業務を行う場合において、顧客が当該金融商品仲介業者を当該金融機関と誤認することを防止するための適切な措置を講じていないと認められる状況

十一・十二 (略)

十 | 金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十一号）（第十条関係）

改正案	現行
<p>別紙様式第二十号（第二百三十六条、第二百三十九条関係）</p> <p style="text-align: right;">（日本工業規格 A 4）</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p style="text-align: right;">（第 3 面）</p> <p>（別添 2：適格機関投資家等特例業務に関する法第 2 条第 2 項第 5 号又は第 6 号に掲げる権利の状況） （表略） （注意事項） 1～5 （略） 6 「適格機関投資家の種別」の欄には、当該出資対象事業持分の私募の相手方となる適格機関投資家又は金銭その他の財産の出資若しくは拠出をする適格機関投資家に関し、「金融商品取引業者等」、「金融機関等」、「投資事業有限責任組合」、「事業法人等」、「個人」、「外国法人又は外国人等」又は「その他」の別及びその数について記載すること。 なお、適格機関投資家の種別の定義は以下のとおりとする。 「金融商品取引業者等」 金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成 5 年大蔵省令第 14 号）（以下 6 において「定義府令」という。）第 10 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に掲げる者をいう。 「金融機関等」 同項第 4 号、第 5 号、第 7 号から第 17 号まで、第 19 号又は第 21 号に掲げる者及び農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則（平成 9 年大蔵省・農林水産省令第 1 号）附則第 36 条の規定により適用する定義府令第 10 条第 1 項の特定承継会社をいう。 「投資事業有限責任組合」 定義府令第 10 条第 1 項第 18 号に掲げる者をいう。 「事業法人等」 同項第 20 号、第 23 号イ又は第 23 号の 2 に掲げる者（第 23 号イに掲げる者にあつては、居住者（外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）第 6 条第 1 項第 5 号前段に規定する居住者をいう。以下 6 において同じ。）に限る。）をいう。 「個人」 定義府令第 10 条第 1 項第 24 号イに掲げる者（居住者に限る。）をいう。 「外国法人又は外国人等」 同項第 3 号、第 6 号、第 22 号、第 23 号イ、第 23 号ロ、第 24 号イ、第 24 号ロ又は第 25 号から第 27 号までに掲げる者（第 23 号イ及び第 24 号イに掲げる者にあつては非居住者（外国為替及び外国貿易法第 6 条第 1 項第 6 号に規定する非居住者をいう。）に限り、第 23 号ロ及び第 24 号ロに掲げる者にあつては外国の法令に基づく契約に係る業務執行組合員</p>	<p>別紙様式第二十号（第二百三十六条、第二百三十九条関係）</p> <p style="text-align: right;">（日本工業規格 A 4）</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p style="text-align: right;">（第 3 面）</p> <p>（別添 2：適格機関投資家等特例業務に関する法第 2 条第 2 項第 5 号又は第 6 号に掲げる権利の状況） （表略） （注意事項） 1～5 （略） 6 「適格機関投資家の種別」の欄には、当該出資対象事業持分の私募の相手方となる適格機関投資家又は金銭その他の財産の出資若しくは拠出をする適格機関投資家に関し、「金融商品取引業者等」、「金融機関等」、「投資事業有限責任組合」、「事業法人等」、「個人」、「外国法人又は外国人等」又は「その他」の別及びその数について記載すること。 なお、適格機関投資家の種別の定義は以下のとおりとする。 「金融商品取引業者等」 金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成 5 年大蔵省令第 14 号）（以下 6 において「定義府令」という。）第 10 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に掲げる者をいう。 「金融機関等」 同項第 4 号、第 5 号、第 7 号から第 17 号まで、第 19 号又は第 21 号に掲げる者をいう。 「投資事業有限責任組合」 同項第 18 号に掲げる者をいう。 「事業法人等」 同項第 20 号、第 23 号イ又は第 23 号の 2 に掲げる者（第 23 号イに掲げる者にあつては、居住者（外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）第 6 条第 1 項第 5 号前段に規定する居住者をいう。以下 6 において同じ。）に限る。）をいう。 「個人」 定義府令第 10 条第 1 項第 24 号イに掲げる者（居住者に限る。）をいう。 「外国法人又は外国人等」 同項第 3 号、第 6 号、第 22 号、第 23 号イ、第 23 号ロ、第 24 号イ、第 24 号ロ又は第 25 号から第 27 号までに掲げる者（第 23 号イ及び第 24 号イに掲げる者にあつては非居住者（外国為替及び外国貿易法第 6 条第 1 項第 6 号に規定する非居住者をいう。）に限り、第 23 号ロ及び第 24 号ロに掲げる者にあつては外国の法令に基づく契約に係る業務執行組合員</p>

改正案	現行
<p>等である場合に限る。)をいう。 「その他」 定義府令第10条第1項第23号ロ又は第24号ロに掲げる者（外国の法令に基づく契約に係る業務執行組合員等である場合を除く。）をいう。 7～10 （略）</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p>	<p>等である場合に限る。)をいう。 「その他」 定義府令第10条第1項第23号ロ又は第24号ロに掲げる者（外国の法令に基づく契約に係る業務執行組合員等である場合を除く。）をいう。 7～10 （略）</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p>

改正案	現行
<p>別紙様式第二十号の二（第二百三十八条の四、第二百三十八条の五関係） （日本工業規格A4） （略）</p> <p>2 適格機関投資家等特例業務に関する法第2条第2項第5号又は第6号に掲げる権利の状況（表略） （注意事項） 1～5 （略） 6 「適格機関投資家の種別」の欄には、当該出資対象事業持分の私募の相手方となる適格機関投資家又は金銭その他の財産の出資若しくは拠出をする適格機関投資家に関し、「金融商品取引業者等」、「金融機関等」、「投資事業有限責任組合」、「事業法人等」、「個人」、「外国法人又は外国人等」又は「その他」の別及びその数について記載すること。 なお、適格機関投資家の種別の定義は以下のとおりとする。 「金融商品取引業者等」 金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成5年大蔵省令第14号）（以下6において「定義府令」という。）第10条第1項第1号又は第2号に掲げる者をいう。 「金融機関等」 同項第4号、第5号、第7号から第17号まで、第19号又は第21号に掲げる者及び農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則（平成9年大蔵省・農林水産省令第1号）附則第36条の規定により適用する定義府令第10条第1項の特定承継会社をいう。 「投資事業有限責任組合」 定義府令第10条第1項第18号に掲げる者をいう。 「事業法人等」 同項第20号、第23号イ又は第23号の2に掲げる者（第23号イに掲げる者にあつては、居住者（外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）第6条第1項第5号前段に規定する居住者をいう。以下6において同じ。）に限る。）をいう。 「個人」 定義府令第10条第1項第24号イに掲げる者（居住者に限る。）をいう。 「外国法人又は外国人等」 同項第3号、第6号、第22号、第23号イ、第23号ロ、第24号イ、第24号ロ又は第25号から第27号までに掲げる者（第23号イ及び第24号イに掲げる者にあつては非居住者（外国為替及び外国貿易法第6条第1項第6号に規定する非居住者をいう。）に限り、第23号ロ及び第24号ロに掲げる者にあつては外国の法令に基づく契約に係る業務執行組員等である場合に限る。）をいう。 「その他」 定義府令第10条第1項第23号ロ又は第24号ロに掲げる者（外国の法令に基づく契約に</p>	<p>別紙様式第二十号の二（第二百三十八条の四、第二百三十八条の五関係） （日本工業規格A4） （略）</p> <p>2 適格機関投資家等特例業務に関する法第2条第2項第5号又は第6号に掲げる権利の状況（表略） （注意事項） 1～5 （略） 6 「適格機関投資家の種別」の欄には、当該出資対象事業持分の私募の相手方となる適格機関投資家又は金銭その他の財産の出資若しくは拠出をする適格機関投資家に関し、「金融商品取引業者等」、「金融機関等」、「投資事業有限責任組合」、「事業法人等」、「個人」、「外国法人又は外国人等」又は「その他」の別及びその数について記載すること。 なお、適格機関投資家の種別の定義は以下のとおりとする。 「金融商品取引業者等」 金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成5年大蔵省令第14号）（以下6において「定義府令」という。）第10条第1項第1号又は第2号に掲げる者をいう。 「金融機関等」 同項第4号、第5号、第7号から第17号まで、第19号又は第21号に掲げる者をいう。 「投資事業有限責任組合」 同項第18号に掲げる者をいう。 「事業法人等」 同項第20号、第23号イ又は第23号の2に掲げる者（第23号イに掲げる者にあつては、居住者（外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）第6条第1項第5号前段に規定する居住者をいう。以下6において同じ。）に限る。）をいう。 「個人」 定義府令第10条第1項第24号イに掲げる者（居住者に限る。）をいう。 「外国法人又は外国人等」 同項第3号、第6号、第22号、第23号イ、第23号ロ、第24号イ、第24号ロ又は第25号から第27号までに掲げる者（第23号イ及び第24号イに掲げる者にあつては非居住者（外国為替及び外国貿易法第6条第1項第6号に規定する非居住者をいう。）に限り、第23号ロ及び第24号ロに掲げる者にあつては外国の法令に基づく契約に係る業務執行組員等である場合に限る。）をいう。 「その他」 定義府令第10条第1項第23号ロ又は第24号ロに掲げる者（外国の法令に基づく契約に</p>

改正案	現行
<p>係る業務執行組合員等である場合を除く。)をいう。 7～9 (略) 3・4 (略)</p>	<p>係る業務執行組合員等である場合を除く。)をいう。 7～9 (略) 3・4 (略)</p>

改正案	現行
<p>別紙様式第二十一号（第二百四十四条、第二百四十四条の二関係） （日本工業規格A4） （略）</p> <p>2 適格機関投資家等特例業務に関する法第2条第2項第5号又は第6号に掲げる権利の状況（表略） （注意事項） 1～5 （略） 6 「適格機関投資家の種別」の欄には、当該出資対象事業持分の私募の相手方となる適格機関投資家又は金銭その他の財産の出資若しくは拠出をする適格機関投資家に関し、「金融商品取引業者等」、「金融機関等」、「投資事業有限責任組合」、「事業法人等」、「個人」、「外国法人又は外国人等」又は「その他」の別及びその数について記載すること。 なお、適格機関投資家の種別の定義は以下のとおりとする。 「金融商品取引業者等」 金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成5年大蔵省令第14号）（以下6において「定義府令」という。）第10条第1項第1号又は第2号に掲げる者をいう。 「金融機関等」 同項第4号、第5号、第7号から第17号まで、第19号又は第21号に掲げる者及び農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則（平成9年大蔵省・農林水産省令第1号）附則第36条の規定により適用する定義府令第10条第1項の特定承継会社をいう。 「投資事業有限責任組合」 定義府令第10条第1項第18号に掲げる者をいう。 「事業法人等」 同項第20号、第23号イ又は第23号の2に掲げる者（第23号イに掲げる者にあつては、居住者（外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）第6条第1項第5号前段に規定する居住者をいう。以下6において同じ。）に限る。）をいう。 「個人」 定義府令第10条第1項第24号イに掲げる者（居住者に限る。）をいう。 「外国法人又は外国人等」 同項第3号、第6号、第22号、第23号イ、第23号ロ、第24号イ、第24号ロ又は第25号から第27号までに掲げる者（第23号イ及び第24号イに掲げる者にあつては非居住者（外国為替及び外国貿易法第6条第1項第6号に規定する非居住者をいう。）に限り、第23号ロ及び第24号ロに掲げる者にあつては外国の法令に基づく契約に係る業務執行組員等である場合に限る。）をいう。 「その他」 定義府令第10条第1項第23号ロ又は第24号ロに掲げる者（外国の法令に基づく契約に</p>	<p>別紙様式第二十一号（第二百四十四条、第二百四十四条の二関係） （日本工業規格A4） （略）</p> <p>2 適格機関投資家等特例業務に関する法第2条第2項第5号又は第6号に掲げる権利の状況（表略） （注意事項） 1～5 （略） 6 「適格機関投資家の種別」の欄には、当該出資対象事業持分の私募の相手方となる適格機関投資家又は金銭その他の財産の出資若しくは拠出をする適格機関投資家に関し、「金融商品取引業者等」、「金融機関等」、「投資事業有限責任組合」、「事業法人等」、「個人」、「外国法人又は外国人等」又は「その他」の別及びその数について記載すること。 なお、適格機関投資家の種別の定義は以下のとおりとする。 「金融商品取引業者等」 金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成5年大蔵省令第14号）（以下6において「定義府令」という。）第10条第1項第1号又は第2号に掲げる者をいう。 「金融機関等」 同項第4号、第5号、第7号から第17号まで、第19号又は第21号に掲げる者をいう。 「投資事業有限責任組合」 同項第18号に掲げる者をいう。 「事業法人等」 同項第20号、第23号イ又は第23号の2に掲げる者（第23号イに掲げる者にあつては、居住者（外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）第6条第1項第5号前段に規定する居住者をいう。以下6において同じ。）に限る。）をいう。 「個人」 定義府令第10条第1項第24号イに掲げる者（居住者に限る。）をいう。 「外国法人又は外国人等」 同項第3号、第6号、第22号、第23号イ、第23号ロ、第24号イ、第24号ロ又は第25号から第27号までに掲げる者（第23号イ及び第24号イに掲げる者にあつては非居住者（外国為替及び外国貿易法第6条第1項第6号に規定する非居住者をいう。）に限り、第23号ロ及び第24号ロに掲げる者にあつては外国の法令に基づく契約に係る業務執行組員等である場合に限る。）をいう。 「その他」 定義府令第10条第1項第23号ロ又は第24号ロに掲げる者（外国の法令に基づく契約に</p>

改正案	現行
<p>係る業務執行組合員等である場合を除く。)をいう。</p> <p>7～10 (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>係る業務執行組合員等である場合を除く。)をいう。</p> <p>7～10 (略)</p> <p>3 (略)</p>

改正案	現行
<p>別紙様式第二十一号の二（第二百四十六条の三関係） （日本工業規格 A 4） （略）</p> <p>1 業務の状況 (1)～(11) （略） (12) ファンドの状況 （表略） （注意事項） 1～8 （略） 9 「主な出資者の種別」の欄には、「国・地方公共団体等」、「金融商品取引業者等」、「金融機関等」、「投資事業有限責任組合」、「事業法人等」、「個人」、「外国法人又は外国人等」又は「その他」の種別ごとに合計した出資額について、総出資額に占める割合が大きい順に上位3位の種別について記載すること。ただし、総出資額に占める割合が百分の五以下である場合には記載を要しない。 なお、出資者の種別の定義は以下のとおりとする（12において同じ。）。 「国・地方公共団体等」 令第17条の12第1項第1号若しくは第3号に掲げる者又は第233条の2第4項第1号に掲げる者をいう。 「金融商品取引業者等」 令第17条の12第1項第4号若しくは第5号又は金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成5年大蔵省令第14号）（以下9及び11において「定義府令」という。）第10条第1項第1号若しくは第2号に掲げる者をいう。 「金融機関等」 令第17条の12第1項第2号若しくは第12号に掲げる者又は第233条の2第4項第2号に掲げる者又は定義府令第10条第1項第4号、第5号、第7号から第17号まで、第19号若しくは第21号に掲げる者及び農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則（平成9年大蔵省・農林水産省令第1号）附則第36条の規定により適用する定義府令第10条第1項の特定承継会社をいう。 「投資事業有限責任組合」 定義府令第10条第1項第18号に掲げる者をいう。 「事業法人等」 令第17条の12第1項第7号から第11号までに掲げる者又は第233条の2第1項第2号、第4項第4号イ、第5号、第6号若しくは第8号に掲げる者（同条第1項第2号に掲げる者にあつては、親会社等に限る。）又は定義府令第10条第1項第20号、第23号イ若しくは第23号の2に掲げる者（第23号イに掲げる者にあつては、居住者（外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）第6条第1項第5号前段に規定する居住者をいう。以下9において同じ。）に限る。）をいう。 「個人」</p>	<p>別紙様式第二十一号の二（第二百四十六条の三関係） （日本工業規格 A 4） （略）</p> <p>1 業務の状況 (1)～(11) （略） (12) ファンドの状況 （表略） （注意事項） 1～8 （略） 9 「主な出資者の種別」の欄には、「国・地方公共団体等」、「金融商品取引業者等」、「金融機関等」、「投資事業有限責任組合」、「事業法人等」、「個人」、「外国法人又は外国人等」又は「その他」の種別ごとに合計した出資額について、総出資額に占める割合が大きい順に上位3位の種別について記載すること。ただし、総出資額に占める割合が百分の五以下である場合には記載を要しない。 なお、出資者の種別の定義は以下のとおりとする（12において同じ。）。 「国・地方公共団体等」 令第17条の12第1項第1号若しくは第3号に掲げる者又は第233条の2第4項第1号に掲げる者をいう。 「金融商品取引業者等」 令第17条の12第1項第4号若しくは第5号又は金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成5年大蔵省令第14号）（以下9及び11において「定義府令」という。）第10条第1項第1号若しくは第2号に掲げる者をいう。 「金融機関等」 令第17条の12第1項第2号若しくは第12号に掲げる者又は第233条の2第4項第2号に掲げる者又は定義府令第10条第1項第4号、第5号、第7号から第17号まで、第19号若しくは第21号に掲げる者をいう。 「投資事業有限責任組合」 定義府令第10条第1項第18号に掲げる者をいう。 「事業法人等」 令第17条の12第1項第7号から第11号までに掲げる者又は第233条の2第1項第2号、第4項第4号イ、第5号、第6号若しくは第8号に掲げる者（同条第1項第2号に掲げる者にあつては、親会社等に限る。）又は定義府令第10条第1項第20号、第23号イ若しくは第23号の2に掲げる者（第23号イに掲げる者にあつては、居住者（外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）第16条第1項第5号前段に規定する居住者をいう。以下9において同じ。）に限る。）をいう。 「個人」</p>

改正案	現行
<p>第 233 条の 2 第 1 項第 1 号若しくは第 3 項第 1 号に掲げる者（居住者に限る。）又は定義府令第 10 条第 1 項第 24 号イに掲げる者（居住者に限る。）をいう。</p> <p>「外国法人又は外国人等」</p> <p>令第 17 条の 12 第 1 項第 13 号に掲げる者又は第 233 条の 2 第 1 項第 1 号、第 3 項第 1 号、第 2 号、第 4 項第 3 号若しくは第 4 号ロ、第 7 号に掲げる者（同条第 1 項第 1 号又は第 3 項第 1 号に掲げる者にあつては非居住者（外国為替及び外国貿易法第 6 条第 1 項第 6 号に規定する非居住者をいう。以下 9 において同じ。））に限り、第 233 条の 2 第 3 項第 2 号又は第 4 号ロに掲げる者にあつては外国の法令に基づく契約に係る業務執行組合員等である場合に限る。）又は定義府令第 10 条第 1 項第 3 号、第 6 号、第 22 号、第 23 号イ、第 23 号ロ、第 24 号イ、第 24 号ロ若しくは第 25 号から第 27 号までに掲げる者（第 23 号イ又は第 24 号イに掲げる者にあつては非居住者に限り、第 23 号ロ又は第 24 号ロに掲げる者にあつては外国の法令に基づく契約に係る業務執行組合員等である場合に限る。）をいう。</p> <p>「その他」</p> <p>上記の種別のいずれにも該当しない者をいう。</p> <p>10 （略）</p> <p>11 「適格機関投資家の状況」の欄には、出資額が大きい順に上位 10 者について記載すること。「区分」の欄には、各適格機関投資家に関し、定義府令第 10 条第 1 項第 1 号から第 27 号まで及び農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則（平成 9 年大蔵省・農林水産省令第 1 号）附則第 36 条の規定により適用する定義府令第 10 条第 1 項の特定承継会社の区分の別について記載すること。</p> <p>「第 234 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する金額」の欄には、適格機関投資家が投資事業有限責任組合である場合に、当該投資事業有限責任組合の組合契約の相手方のために運用を行う金銭その他の財産の総額から借入金の額を控除した金額を記載すること。</p> <p>12～26 （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>第 233 条の 2 第 1 項第 1 号若しくは第 3 項第 1 号に掲げる者（居住者に限る。）又は定義府令第 10 条第 1 項第 24 号イに掲げる者（居住者に限る。）をいう。</p> <p>「外国法人又は外国人等」</p> <p>令第 17 条の 12 第 1 項第 13 号に掲げる者又は第 233 条の 2 第 1 項第 1 号、第 3 項第 1 号、第 2 号、第 4 項第 3 号若しくは第 4 号ロ、第 7 号に掲げる者（同条第 1 項第 1 号又は第 3 項第 1 号に掲げる者にあつては非居住者（外国為替及び外国貿易法第 6 条第 1 項第 6 号に規定する非居住者をいう。以下 9 において同じ。））に限り、第 233 条の 2 第 3 項第 2 号又は第 4 号ロに掲げる者にあつては外国の法令に基づく契約に係る業務執行組合員等である場合に限る。）又は定義府令第 10 条第 1 項第 3 号、第 6 号、第 22 号、第 23 号イ、第 23 号ロ、第 24 号イ、第 24 号ロ若しくは第 25 号から第 27 号までに掲げる者（第 23 号イ又は第 24 号イに掲げる者にあつては非居住者に限り、第 23 号ロ又は第 24 号ロに掲げる者にあつては外国の法令に基づく契約に係る業務執行組合員等である場合に限る。）をいう。</p> <p>「その他」</p> <p>上記の種別のいずれにも該当しない者をいう。</p> <p>10 （略）</p> <p>11 「適格機関投資家の状況」の欄には、出資額が大きい順に上位 10 者について記載すること。「区分」の欄には、各適格機関投資家に関し、定義府令第 10 条第 1 項第 1 号から第 27 号までの区分の別について記載すること。「第 234 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する金額」の欄には、適格機関投資家が投資事業有限責任組合である場合に、当該投資事業有限責任組合の組合契約の相手方のために運用を行う金銭その他の財産の総額から借入金を控除した金額を記載すること。</p> <p>12～26 （略）</p> <p>2 （略）</p>

改正案	現行
<p>別紙様式第二十一号の三（第二百四十六条の五関係）</p> <p style="text-align: right;">（日本工業規格A4）</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>1 業務の状況</p> <p>(1)～(6) （略）</p> <p>(7) ファンドの状況 （表略） （注意事項）</p> <p>1～7 （略）</p> <p>8 「第233条の3各号に掲げる者の有無」の欄には、第233条の3各号に掲げる者を相手方として当該出資対象事業持分の私募を行った場合又は第233条の3各号に掲げる者から出資若しくは拠出を受けた金銭その他の財産の運用を行っている場合に「有」と記載し、それ以外の場合は「無」と記載すること。</p> <p>9・10 （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>別紙様式第二十一号の三（第二百四十六条の五関係）</p> <p style="text-align: right;">（日本工業規格A4）</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>1 業務の状況</p> <p>(1)～(6) （略）</p> <p>(7) ファンドの状況 （表略） （注意事項）</p> <p>1～7 （略）</p> <p>8 「第233条の3各号に掲げる者の有無」の欄には、第233条の3各号に掲げる者を相手方として当該出資対象事業持分の私募を行った場合又は適格機関投資家以外の者から出資若しくは拠出を受けた金銭その他の財産の運用を行っている場合に「有」と記載し、それ以外の場合は「無」と記載すること。</p> <p>9・10 （略）</p> <p>2 （略）</p>